

千葉労働局管内各施設における清掃業務委託 仕様書①

1. 件 名

令和7年度各労働基準監督署及び各公共職業安定所庁舎清掃業務委託

2. 目 的

令和7年度における各労働基準監督署及び各公共職業安定所庁舎の日常清掃及び定期清掃について、専門業者に業務委託することにより、庁舎の衛生的な環境確保を図り、公衆衛生の向上及び増進を図ることをその目的とする。

3. 契約期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

4. 清 掃 箇 所

各労働基準監督署及び各公共職業安定所(詳細は別紙(1)による)

5. 清掃内容

上記4の全ての箇所において、塵・埃の堆積、汚損箇所・汚損物の放置等、不潔・不衛生となることがないように、別紙日常清掃及び定期清掃仕様書に基づき清掃を行うものとする。

6. 清掃日時

【日常清掃】

・各施設とも別紙(2)の令和7年度日常清掃計画表に記載の指定日に行うこと。時間については、別紙各日常清掃仕様書に記載の時間帯に行うことを原則とするが、各施設庶務担当課と調整すること。

・業務上の都合により、清掃日時の変更等臨時に対処すべき事態が生じた場合は、その都度良心的に対応すべきものとする。

・受託業者の都合により、日常清掃計画表に記載の指定日に清掃を実施することができない場合は、事前に連絡の上、指定日の振り替え等により実施すること。なお、その場合、必ず発注者の了承を得ることをその条件とする。

【定期清掃】

・実施時期については、各施設庶務担当課長と調整を行うこと。実施日時については、原則として土日祝日の閉庁日となり、各庶務担当課長が指定するのでこれに従うこと。作業時間については日没までに完了するものとする。

7. 清掃作業者

・受託業者は、身元が確実でかつ各作業を行うのに必要な知識、技能を有する清掃作業者を選任し、これを行わせること。

・清掃作業者のうち、1名を責任者として定めること。責任者は清掃作業者以上の経験、知識及び技能を有するものとし、清掃作業者への監督指示を行うこと。なお、責任者は清掃作業者を兼ねることができる。

・責任者は、契約後直ちに写真を貼付した清掃作業者名簿を各施設庶務担当課長へ提出すること。また、提出の清掃作業者名簿に変更が生じた場合、その都度清掃作業者名簿を提出すること。

・清掃作業者は常に服装を清潔に保ち、ユニフォーム及び名札を着用させ清掃作業者であることを表示すること。

・受託業者は、清掃作業者についての固定化に努め、同一人による作業ができない場合には、速やかに継続して作業を行える者を選定し、作業内容等の引継を確実にを行い業務に支障を来さないようにすること。

・受託業者は、定期清掃における責任者を選任する場合、ビルクリーニング技師の資格を有するものとする。

8. 受託業者の責務

・清掃作業に当たっては、各庁舎の業務に支障のないように留意すると共に、衛生的かつ良好な環境の保持に努め、作業を行うこと。

- ・受託業者は、受託業務上の責任は受託業者にあることを認識し、業務遂行に遅滞ないよう常に適切な措置を講じること。
- ・受託業者の過失により、器物の滅失、破損その他の損害を与えた場合には、発注者に対して損害賠償の責を負うこと。
- ・清掃作業に当たって、電気・水道の使用は最小限にすること。
- ・受託業者及び清掃作業者は、職務上知り得た秘密を他へ漏らしてはならない。又、その職を退いた後も同様とすること。

9. 清掃用具等

- ・清掃に必要な一切の消耗品及び器具等は、受託業者の責任において用意すること。ただし清掃場所に備え付けの器具等で、各施設の庶務担当課の許可があれば、これを使用することができる。
- ・**清掃箇所に備え付けられている消耗品(ゴミ袋、トイレットペーパー、石鹸等)について、残数及び残量が少なくなった場合、各庁舎庶務課に請求すること。**
清掃作業者の請求に基づき、必要に応じ庶務課にて支給するため、交換・補充を行うこと。

10. 清掃作業確認

- ・受託業者は、毎日の清掃作業終了後、庶務担当課長に作業終了を報告するとともに、仕様書どおり清掃作業が行われたかどうかの確認を受けるものとする。
- ・確認時、仕様書の内容に満たさない清掃状態等であると確認された場合は、庶務担当課長の指示に基づき対処改善を行うこと。
- ・発注者は、適正な契約履行を確保する為、日々の検査に加え、月に数回程度、仕様書に基づき詳細な実態調査を行うことができる。

11. 契約解除

- ・各種検査において、以下のような客観的な業務不履行があった場合、口頭又は書面による改善要求を行うとともに、契約金額の減額を行うことができる。
 - a.合理的な理由がなく清掃実施箇所の清掃がなされていなかったとき
 - b.実施回数が不足していたとき
 - c.仕様書で定める適切な履行がなされていなかったとき
- ・発注者は口頭又は書面による改善要求を繰り返し行ったにもかかわらず、これが改善されない場合、契約を解除することができる。

12. その他

- ・本業務の再委託を行う場合は次の取り扱いとする。
 - ① 業務実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。
 - ② 業務の一部について再委託する場合には、受託者はあらかじめ再委託先の相手方の名称及び所在地、再委託する業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について、別紙「再委託承認申請書」を作成し、千葉労働局総務部総務課会計第二係へ申請し、承認を得ること。
 - ③ 再委託先からさらに第三者に委託が行われる場合は、履行体制を把握するために、受託者はあらかじめ当該第三者の名称及び所在地、委託する業務の範囲等を記載した「履行体制図」を提出すること。
 - ④ 再委託又は履行体制について変更をするときは、あらかじめ「再委託に係る変更承認申請書」または「履行体制図変更届出書」を提出し承認を得ること。
 - ⑤ 業務の一部について再委託が認められた場合、再委託先業者に対し、年度途中の最低賃金引上げにも対応して賃金を支払うことをあらかじめ徹底すること。

・**業務実施に当たっては、労働安全衛生法等の関係法令を遵守し、労働者の作業行動から生ずる労働災害を防止するため必要な措置(2m以上の高所で作業をする場合、足場を組む、もしくは安全帯を使用するなど。)を講じること。**

- ・この仕様にて定めのない事項及び契約期間中に問題点が生じた時は、両者協議の上決定するものとする。

千葉労働局管内各施設における清掃業務委託 清掃箇所一覧

別紙(1)

名 称	所 在 地	電 話 番 号
【仕様書①清掃箇所】		
船橋労働基準監督署	船橋市海神町2-3-13	047-431-0181
銚子労働総合庁舎(監督署・安定所)	銚子市中央町8-16	監督署0479-22-8100 安定所0479-22-7406
茂原労働基準監督署	茂原市萩原町3-20-3	0475-22-4551
成田労働基準監督署	成田市東和田553-4	0476-22-5666
東金労働基準監督署	東金市田間65	0475-52-4358
市川公共職業安定所	市川市南八幡5-11-21	047-370-8609
館山公共職業安定所	館山市八幡815-2	0470-22-2236
木更津公共職業安定所	木更津市富士見1-2-1 スパークルシティ木更津ビル5階	0438-25-8609
佐原公共職業安定所	香取市北1-3-2	0478-55-1132
茂原公共職業安定所 いすみ出張所	いすみ市大原8000-1	0470-62-3551
松戸公共職業安定所	松戸市松戸1307-1 松戸ビル3・5・10階	047-367-8609
松戸公共職業安定所 野田出張所	野田市みずき2-6-1	04-7124-4181
船橋公共職業安定所	船橋市湊町2-10-17	047-431-8287
成田公共職業安定所 からべ庁舎	成田市加良部3-4-2	0476-27-8609
成田公共職業安定所 駅前庁舎	成田市花崎町828-11 スカイタウン成田3階	0476-89-1700
千葉南公共職業安定所	千葉市中央区南町2-16-3 海気館蘇我駅前ビル3・4階	043-300-8609

船橋労働基準監督署 日常清掃仕様書

◎日常清掃

清掃曜日	週2回(原則 火・木)		年間100日	作業場所 船橋労働基準監督署	作業時間帯 午前8時15分～10時15分の間	
階	室名	m ²	形状	作業内容	清掃回数	床以外の清掃箇所及び備考
ホール・階段						
1階	玄関ホール	53.96	磁器質タイル	塵・ゴミを掃除機等で除去し、水拭き後乾いたモップ等でふき取る。	週2回	
2階	ホール	25.20	Pタイル			
1・2階	階段	15.00				
便所						
1階	男子便所	7.10	モザイクタイル	塵・ゴミを除去し、水拭き(汚れに応じ水を散布し、中性洗剤等を使用しデッキブラシ等で清掃)後乾いたモップ等でふき取る。 便器、洗面台等床以外の設備の洗浄、清掃をし清潔を保つ。 トイレットペーパー、石鹸等の消耗品の補充を行う。 汚物処理を行う。	週2回	小便器2
1階	女子便所	8.00				大便器5
1階	身障者用便所	4.00				洗面台5
事務室						
2階	事務室	217.83	カーペット	塵・ゴミを掃除機等で除去する。	週2回	機械室を除く
玄関ドア						
1階	自動ドア	2100×1000 mm 4枚		ガラスの拭き掃除	週2回	
庁舎周り						
	庁舎周り (駐車、駐輪スペース含む)	1,602	コンクリート	・塵・ゴミ・砂・落ち葉等をほうき等で除去する。 ・ゴミの収集及びゴミ置き場に分別して搬出する。	週2回	

※2階事務室については、9時00分までに作業を完了させることとし、1回の作業で事務室の半分を清掃すること。

Pタイル等面積計 113.26

カーペット等面積計 217.83

庁舎周り面積計 1,602

船橋労働基準監督署 定期 清掃仕様書

◎定期清掃

清掃日	年2回【6・12月の各月1回(土日祝日)】			作業場所 船橋労働基準監督署
階	室名	m ²	形状	作業内容
1階	玄関ホール	53.96	磁器質タイル	①掃除機をかける。 ②洗剤を塗布する。 ③機械では届かない隅の部分を先に手作業でこする。 ④ポリッシャーをかける。 ⑤ドライヤーで引いて、水を一箇所に集める。 ⑥バキュームで水を吸い込む。
1階	会議室	80.34	Pタイル	①掃き掃除 ②養生 ③機械による洗剤洗浄 ④モップ拭き ⑤乾燥 ⑥樹脂ワックス塗り上げ(2～3回) ⑦磨き上げ
1階	認定室 (1階相談室を含む)	21.60		
1階	廊下	15.36		
1階	倉庫 (会議室脇)	5.12		
1・2階	階段	15.00		
2階	ホール	25.20		
2階	給湯室	5.06		
1階	男子便所	7.10	モザイクタイル	床タイルをフッ素系薬品等を使用して洗浄し、黒ずみ汚れを除去すること。
1階	女子便所	8.00		
1階	身障者用便所	4.00		
2階	事務室 (署長室・取調室・相談室・多目的スペースを含む)	435.66	カーペット	①ドライバキューム清掃 ②しみ取り ③養生 ④洗浄 ⑤すすぎおよびリンス仕上げ ⑥ウェットバキューム仕上げ

Pタイル等面積計 167.68

カーペット等面積計 435.66

磁器質タイル面積計 53.96

モザイクタイル面積計 19.10

船橋労働基準監督署 定期 清掃仕様書

清掃日	年1回【12月の1日間(土曜・日曜)】			作業場所	船橋労働基準監督署
ガラス清掃					
1階	窓	1.65	1500×550 2枚	窓ガラス清掃(ガラス面を軽く洗浄した後、窓ガラス専用スクレージーでふき取る。)それぞれ内側と外側の両面に対し清掃を行うこと。 ブラインドの汚れの激しい箇所について雑巾等で清掃をすること。 窓サッシは洗浄した後、雑巾などで汚れをふき取ること。 内側に関しては事前に船橋署職員が清掃スペースを空けておくので、その範囲において清掃を行うこと。置いてある荷物は動かさず、作業による汚損の無いように養生を行うこと。 ガラス清掃の作業時間は日没までに完了するものとする。	
	窓	10.5	1500×700 10枚		
	窓	0.6	800×750 1枚		
	窓	5.7	950×1500 4枚		
	窓	10.5	1750×1500 4枚		
	窓	3.3	500×1650 4枚		
2階	窓	2.03	1450×700 2枚		
	窓	3.15	1500×700 3枚		
	窓	1.28	850×750 2枚		
	窓	4.5	1500×750 4枚		
	窓	3.6	900×800 5枚		
	窓	7.2	1800×800 5枚		
	窓	22.95	1500×850 18枚		
	窓	19.98	1850×900 12枚		
	窓	8.55	1500×950 6枚		
	窓	0.44	300×1450 1枚		
	窓	13.5	1500×1500 6枚		

窓ガラス面積計 119.43

※定期清掃の実施日は契約締結後、船橋労働基準監督署担当と打合せのうえ決定する。

銚子労働総合庁舎 日常 清掃仕様書

清掃曜日	週2回 (原則 月・木)		年間 93日	作業場所 銚子労働総合庁舎		作業時間帯 午前8時00分～12時00分の間			
階	室名	m ²	形状	作業内容		清掃回数	床以外の清掃箇所及び備考		
留意事項: 作業時間内に決められた作業内容を完了するために必要な作業人員を十分に確保すること。									
事務室									
1階	事務室1	387.4	タイル カーペット	ゴミ収集及びゴミ置き場に分別して搬出する。		週2回 (月・木)	壁、ドアの埃払い、 汚れ落とし(適時)		
2階	所長室	32.8		タイルカーペットの塵・ゴミを掃除機等で除去し、マット類の掃除を行う。					
	事務室2	132.3							
4階	事務室3	42.4							
	事務室4	119.2							
相談室・会議室									
1階	障害者相談 授乳室	20.5 7.7	タイル カーペット	ゴミ収集及びゴミ置き場に分別して搬出する。		週2回 (月・木)	壁、ドアの埃払い、 汚れ落とし(適時)		
2階	ミーティング ルーム	14.4		タイルカーペットの塵・ゴミを掃除機等で除去する。					
3階	小会議室	33.0	FS	ゴミ収集及びゴミ置き場に分別して搬出する。 塵・ゴミを除去し、水拭き(汚れに応じ中性洗剤等を使用)後乾いたモップ等でふき取る。					
	会議室	64.6	タイル カーペット	ゴミ収集及びゴミ置き場に分別して搬出する。 タイルカーペットの塵・ゴミを掃除機等で除去する。					
4階	大会議室	76.8							
	取調室	14.9							
4階	認定室	17.4							
	伝送機械室	29.0							
便所									
1階	男性便所	14.1	複層ビニ ル床シート 【FS】	塵・ゴミを除去し、水拭き(汚れに応じ中性洗剤等を使用)後乾いたモップ等でふき取る。 便器、洗面台の洗浄、清掃。 トイレトイレットペーパー、石鹸等の消耗品の補充を行う。 便器に関しては、ブラシで磨き、輪じみをとること。		週2回 (月・木)	壁、ドアの埃払い、 汚れ落とし(適時)		
	女性便所	10.4							
	多目的便所	5.6							
	男性職員用便所	7.7							
2階	女性職員用便所	5.6							
	男性便所	17.3							
2階	女性便所	12.1							
	多目的便所	7.6							
3階	男性便所	17.3							
	女性便所	12.1							
4階	多目的便所	7.6							
	男性便所	17.3							
	女性便所	12.1							
	多目的便所	7.6							
4階	男性職員用便所	7.7							
	女性職員用便所	3.5							
	更衣室・給湯室								
	1階	男性更衣室	14.5	FS 畳	ゴミ収集及びゴミ置き場に分別して搬出する。 塵・ゴミを除去し、水拭き(汚れに応じ中性洗剤等を使用)後乾いたモップ等でふき取る。		週2回 (月・木)	壁、ドアの埃払い、 汚れ落とし(適時)	
女性更衣室		16.1	FS 畳	畳の塵・ゴミを掃除機等で除去する。					
給湯室		3.5	FS	ゴミ収集及びゴミ置き場に分別して搬出する。 塵・ゴミを除去し、水拭き(汚れに応じ中性洗剤等を使用)後乾いたモップ等でふき取る。 流し台及びその周辺を洗剤で洗浄、清掃する。					
2階	男性更衣室・休憩室	19.0	FS 畳	ゴミ収集及びゴミ置き場に分別して搬出する。 塵・ゴミを除去し、水拭き(汚れに応じ中性洗剤等を使用)後乾いたモップ等でふき取る。					
	女性更衣室・休憩室	19.3	FS 畳	畳の塵・ゴミを掃除機等で除去する。					
	給湯室	4.0	FS	ゴミ収集及びゴミ置き場に分別して搬出する。 塵・ゴミを除去し、水拭き(汚れに応じ中性洗剤等を使用)後乾いたモップ等でふき取る。 流し台及びその周辺を洗剤で洗浄、清掃する。					
3階	給湯室	3.7	FS	ゴミ収集及びゴミ置き場に分別して搬出する。 塵・ゴミを除去し、水拭き(汚れに応じ中性洗剤等を使用)後乾いたモップ等でふき取る。 流し台及びその周辺を洗剤で洗浄、清掃する。					
4階	男性更衣室・休憩室	22.2	FS 畳	塵・ゴミを除去し、水拭き(汚れに応じ中性洗剤等を使用)後乾いたモップ等でふき取る。 畳の塵・ゴミを掃除機等で除去する。					
	女性更衣室・休憩室	15.5	FS 畳	塵・ゴミを除去し、水拭き(汚れに応じ中性洗剤等を使用)後乾いたモップ等でふき取る。 畳の塵・ゴミを掃除機等で除去する。					
	給湯室	4.7	FS	ゴミ収集及びゴミ置き場に分別して搬出する。 塵・ゴミを除去し、水拭き(汚れに応じ中性洗剤等を使用)後乾いたモップ等でふき取る。 流し台及びその周辺を洗剤で洗浄、清掃する。					
	脱衣室・シャワー室	3.5	FS ユニット シャワー	塵・ゴミを除去し、水拭き(汚れに応じ中性洗剤等を使用)後乾いたモップ等でふき取る。 シャワー室の床、排水溝及びその周辺を洗剤で洗浄、清掃する。					
						週2回 (月・木)			※必要に応じて行 う

銚子労働総合庁舎 日常 清掃仕様書

清掃曜日	週2回 (原則 月・木)	年間 93日	作業場所 銚子労働総合庁舎	作業時間帯 午前8時00分～12時00分の間		
階	室名	㎡	形状	作業内容	清掃回数	床以外の清掃箇所及び備考
廊下・階段						
1～4階	階段1	178.4	FS	塵・ゴミを除去し、水拭き(汚れに応じ中性洗剤等を使用)後乾いたモップ等でふき取る。	週2回 (月・木)	壁、ドアの埃払い、 汚れ落とし(適時)
	階段2	54.9				
1階	風除室1	12.5	磁器質タイル	塵・ゴミを除去し、水拭き(汚れに応じ中性洗剤等を使用)後乾いたモップ等でふき取る。		
	風除室2	6.8	磁器質タイル			
	廊下1	4.2	磁器質タイル	マット類の掃除。		
	廊下2	19.7	FS			
ホール	44.7	磁器質タイル				
2階	廊下1	12.0	FS	塵・ゴミを除去し、水拭き(汚れに応じ中性洗剤等を使用)後乾いたモップ等でふき取る。		
	廊下2	17.8	FS 一部タイル カーペット			
3階	廊下1	11.9	FS	塵・ゴミを除去し、水拭き(汚れに応じ中性洗剤等を使用)後乾いたモップ等でふき取る。		
	廊下2	12.1	FS			
	廊下3	31.7	FS			
4階	廊下1	11.8	FS	塵・ゴミを除去し、水拭き(汚れに応じ中性洗剤等を使用)後乾いたモップ等でふき取る。		
	廊下2	23.0	FS 一部タイル カーペット			
	ホール	26.1	FS			
玄関・玄関周り						
1階	エントランス ホール (風除室外側)	8.0	タイル	塵・ゴミを除去し、水拭き(汚れに応じ中性洗剤等を使用)後乾いたモップ等でふき取る。 金属部分を磨く。 マット類の掃除。	週2回 (月・木)	玄関ガラス扉拭き 掃除(適時) 玄関付近のゴミ拾い(適時)
官用車庫						
1階	車庫	52.5	コンクリート	塵・ゴミ・砂をほうき等で除去する。	週2回 (月・木)	
庁舎周り						
庁舎外	庁舎周り	/	アスファルト タイル 土	・アスファルト・タイル部分の塵・ゴミ・砂をほうき等で除去する。 ・アスファルト部分にはみ出してきた雑草を刈り取る。※ ・ゴミの収集及びゴミ置き場に分別して搬出する。	週2回 (月・木)	※必要に応じて行う
庁舎外	駐車・駐輪 スペース					
庁舎外	植え込み					

カーペット等面積計 996.3 ㎡

FS・タイル等面積計 909.2 ㎡

銚子労働総合庁舎 定期 清掃仕様書

清掃日	年2回[6・12月の各月1回(土日祝日)]		形状	作業場所 銚子労働総合庁舎
階	室名	m	形状	作業内容
1階	事務室1	387.4	タイル カーペット	①ドライバキューム清掃により除塵を行う。 ②専用洗剤を用いて、シミ取りを行う。 ③養生し、専用洗剤にて、すすぎおよびリンス仕上げを行う。 ④ウェットバキューム、乾燥、起毛仕上げを行う。
	障害者相談	20.5		
	授乳室	7.7		
	所長室	32.8		
	事務室2	132.3		
	事務室3	42.4		
	ミーティング ルーム	14.4		
	会議室	64.6		
	大会議室	76.8		
	署長室	36.9		
4階	事務室4	119.2		
	取調室	14.9		
	認定室	17.4		
伝送機械室	29.0			
1～4階	階段1	178.4	複層ビニル 床シート 【FS】	①掃き掃除後、養生する。 ②古いワックスをフロアマシンによって、洗浄、剥離させる。 ③ワックスのクロス塗り洗浄を行う。
	階段2	54.9		
1階	廊下2	19.7		
	男性更衣室	14.5		
	女性更衣室	16.1		
	給湯室	3.5		
1階	男性便所	14.1		
	女性便所	10.4		
	多目的便所	5.6		
	男性職員用便所	7.7		
	女性職員用便所	5.6		
2階	廊下1	12.0		
	廊下2 一部TC	17.8		
	ホール	29.3		
	給湯室	4.0		
	男性便所	17.3		
	女性便所	12.1		
多目的便所	7.6			
3階	廊下1	11.9		
	廊下2	12.1		
	廊下3	31.7		
	ホール	27.2		
	小会議室	33.0		
	給湯室	3.7		
	男性便所	17.3		
女性便所	12.1			
多目的便所	7.6			
4階	廊下1	11.8		
	廊下2 一部TC	23.0		
	ホール	26.1		
	給湯室	4.7		
	男性便所	17.3		
	女性便所	12.1		
	多目的便所	7.6		
	男性職員用便所	7.7		
女性職員用便所	3.5			

銚子労働総合庁舎 定期 清掃仕様書

清掃日	年2回【6・12月の各月1回(土日祝日)】		作業場所 銚子労働総合庁舎		
階	室名	m ²	形状	作業内容	
1階	風除室1	12.5	磁器質タイル	①掃除機をかける。 ②洗剤を塗布する。 ③機械では届かない隅の部分を先に手作業でこする。 ④ポリッシャーをかける。 ⑤ドライヤーで引いて、水を一箇所に集める。 ⑥バキュームで水を吸い込む。	
	風除室2	6.8			
	廊下1	4.2	磁器質タイル		
	ホール	44.7	磁器質タイル		
エレベーター	かご内	2.16	ビニル床タイル		ほうき、掃除機等でちり、ゴミを除去する。 床:よく絞った雑巾やモップで洗淨したあと、乾いた布で水分を拭き取り、乾燥させる。その後ワックスを塗布し磨き上げる。 壁:中性洗剤を含めた柔らかい布で洗淨後、乾いた布でふき取る。

カーペット面積計 996.3 m²
 ビニル床面積計 703.16 m²
 磁器質タイル面積計 68.2 m²

清掃日	年2回【6・12月の各月1回(土日祝日)】		作業場所 銚子労働総合庁舎	
窓ガラス清掃				
階層	面積m ²	縦×横×枚数	窓ガラス清掃(ガラス面を軽く洗淨した後、窓ガラス専用スクレージーでふき取る。)それぞれ内側と外側の両面に対し、清掃を行うこと。 ブラインドの汚れの激しい箇所については雑巾などで汚れをふき取る。	
1階	45.24	1450×975×32		
1階	9.43	1450×930×7		
1階	4.81	1500×1070×3		
1階	1.40	1200×1170×1		
2階	33.93	1450×975×24		
2階	8.09	1450×930×6		
2階	8.02	1500×1070×5		
2階	4.21	1200×1170×3		
3階	28.27	1450×975×20		
3階	6.74	1450×930×5		
3階	8.02	1500×1070×5		
3階	4.21	1200×1170×3		
4階	33.93	1450×975×24		
4階	8.09	1450×930×6		
4階	8.02	1500×1070×5		
4階	4.21	1200×1170×3		

窓ガラス面積計 216.62 m²

茂原労働基準監督署 日常清掃仕様書

清掃曜日	週 1 回 (原則 火曜日)	年間 49日	作業場所 茂原労働基準監督署		作業時間帯 午前8時30分～10時30分 までの間	
階	室名	m ²	形状	作業内容	清掃回数	床以外の清掃箇所及び備考
ホール・階段						
1階	玄関ホール	31.44	Pタイル	<ul style="list-style-type: none"> ・塵・ゴミを掃除機等で除去し、水拭き(汚れに応じ中性洗剤を使用)後、乾いたモップ等で拭き取る。 ・手摺の拭き掃除 	週1回	
1階	廊下					
2階	廊下					
1・2階	階段	13.44				
便所						
1階	男子便所	16.1	タイル	<ul style="list-style-type: none"> ・塵・ゴミを除去し、水拭き(汚れに応じ中性洗剤等を使用)後 乾いたモップ等でふき取る。 ・便器、洗面台の洗浄、清掃及び鏡の水拭き掃除 ・トイレトペーパー、石鹸等の衛生消耗品の補充を行う。 ・汚物処理ならびに容器洗浄 	週1回	小便器2 大便器3 洗面台3
1階	女子便所					
1階	障害者用便所					
署長室・事務室						
2階	署長室	24.64	カーペット	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミ収集及びゴミ置き場に分別して搬出する。 ・カーペット等の塵・ゴミを掃除機等で除去し、マット類の掃除を行う。 	週1回	
2階	事務室	80.40	タイル カーペット			
玄関ドア						
1階	窓	1800×1000	4枚	・ガラスの拭き掃除	週1回	
休養室・更衣室						
2階	休養室	7.36	畳	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミ収集後、ゴミはゴミ置き場に分別する。 ・机をぞうきん等でふき、汚れを除去する。 ・畳等の塵・ゴミを掃除機等で除去する。 	週1回	
2階	女子更衣室	6.48	畳			

Pタイル等面積計 77.7
 カーペット等面積計 118.88

茂原労働基準監督署 定期清掃仕様書

◎定期清掃

清掃日	年2回【5・11月の各月1回(土日祝日)】			作業場所 茂原労働基準監督署
階	室名	m ²	形状	作業内容
事務室・署長室清掃				
1階	事務室	80.40	タイル カーベ ット	①ドライバキューム清掃により除塵を行う。 ②専用洗剤を用いて、シミ取りを行う。 ③養生し、専用洗剤にて、すすぎおよびリンス仕上げを行 う。
2階	署長室	24.64	カーベ ット	④ウェットバキューム、乾燥、起毛仕上げを行う。
玄関ホール・廊下・階段				
1階	玄関ホール	144.48	Pタイル	①掃き掃除 ②養生 ③機械による洗剤洗浄 ④モップ拭き ⑤乾燥 ⑥樹脂ワックス塗り上げ(2～3回) ⑦磨き上げ
1階	廊下			
1・2階	階段			
1階	会議室			
1階	認定室			
便所				
1階	男子便所	16.1	タイル	床タイルをフッ素系薬品等を使用して洗浄し、黒ずみ汚れ を除去すること。
1階	女子便所			
1階	障害者用便所			
ガラス清掃				
1・2階	窓	28.49	1430×830 24枚	窓ガラス内側の清掃(ガラス面を軽く洗浄した後、窓ガラ ス専用スクレージーでふき取る。)

Pタイル等面積計 160.58

カーペット等面積計 105.04

窓ガラス面積計 28.49

※定期清掃の実施日は契約締結後、茂原労働基準監督署担当と打合せのうえ決定する。

成田労働基準監督署 日常清掃仕様書

清掃曜日	週 1 回 (原則 金曜日)	年間 50日	作業場所 成田労働基準監督署			作業時間帯 午前9時～12時までの間	
階	室名	㎡	形状	作業内容	清掃回数	床以外の清掃箇所及び備考	
ホール・廊下・階段・小部屋							
1階	玄関ホール	47.67	タイル	<ul style="list-style-type: none"> ・塵・ゴミを掃除機等で除去し、水拭き(汚れに応じ中性洗剤を使用)後、乾いたモップ等で拭き取る。 ・机・椅子・棚・手摺の拭き掃除 ・屑箱のゴミ処理 ・腰壁・椅子の下・ドア等低所埃払い・汚れ落とし、及び高所・天井等のすず払い・クモの巣払い 	週1回		
1階	廊下	26.34	Pタイル				
1・2階	階段	20.21					
2階	廊下	25.8					
1階	会議室	35.03					
2階	認定室	10.71					
2階	取調室	10.71					
2階	事務室	114.2					
2階	端末機室 1	7.024					
2階	端末機室 2	10.25					
1階	休養室	17.85	畳 Pタイル	<ul style="list-style-type: none"> ・塵・ゴミを掃除機等で除去する。Pタイルについては水拭き(汚れに応じ中性洗剤を使用)後、乾いたモップ等で拭き取る。 			
1階	階段室	3.4	Pタイル	<ul style="list-style-type: none"> ・塵・ゴミを掃除機等で除去し、水拭き(汚れに応じ中性洗剤を使用)後、乾いたモップ等で拭き取る。 ・吸殻入れの吸殻・ゴミの処理及び洗浄 ・テーブルの拭き掃除 			
2階	署長室	29.11	カーペット	<ul style="list-style-type: none"> ・塵・ゴミを掃除機等で除去する。 		※職員立ち会いの下掃除を行う。	
2階	男子更衣室 女子更衣室	12.3	Pタイル	<ul style="list-style-type: none"> ・塵・ゴミを掃除機等で除去し、水拭き(汚れに応じ中性洗剤を使用)後、乾いたモップ等で拭き取る。 ・洗面台の洗浄、清掃及び鏡の水拭き掃除 ・テーブルの拭き掃除 			
便所							
1階	男子便所	19.99	タイル	<ul style="list-style-type: none"> ・塵・ゴミを除去し、水拭き(汚れに応じ中性洗剤等を使用)後 乾いたモップ等でふき取る。 ・便器、洗面台の洗浄、清掃及び鏡の水拭き掃除 ・トイレトーパー、石鹸等の衛生消耗品の補充を行う。 ・屑箱のゴミ処理 ・汚物処理ならびに容器洗浄 	週1回	小便器2	
1階	女子便所					大便器4	
1階	身障者便所					洗面台4	
湯沸室							
1階	湯沸室	5.88	Pタイル タイル 木板	<ul style="list-style-type: none"> ・シンク・洗面台の洗浄、清掃及び鏡の水拭き掃除 	週1回		
庁舎外敷地内							
庁舎外敷地内 (駐車場及び植込み部分含む)			アスファルト タイル 土	<ul style="list-style-type: none"> ・アスファルト・タイル部分の塵・ゴミ・砂をほうき等で除去する。 ・アスファルト部分にはみ出してきた雑草を刈り取る。※ ・ゴミの収集及びゴミ置き場に分別して搬出する。 	週1回	※必要に応じて行う	

Pタイル等面積計 343.63

カーペット等面積計 52.84

成田労働基準監督署 定期清掃仕様書

◎定期清掃

清掃日	年1回【11月の1日間(土日祝日)】			作業場所 成田労働基準監督署
階	室名	m ²	形状	作業内容
屋内清掃				
1階	廊下	26.34	Pタイル	①掃き掃除 ②養生 ③機械による洗剤洗浄 ④モップ拭き ⑤乾燥 ⑥樹脂ワックス塗り上げ(2~3回) ⑦磨き上げ
1階	会議室	35.03		
1~2階	階段	20.21		
2階	廊下	25.80		
2階	事務室	114.22		
2階	書庫	7.44		
2階	端末機室①	10.25		
2階	端末機室②	8.00		
2階	認定室	10.71		
2階	取調室	10.71		
2階	署長室	35.03	カーペット	①ドライバキューム清掃 ②しみ取り ③養生 ④洗浄 ⑤すすぎおよびリンス仕上げ ⑥ウェットバキューム仕上げ
ガラス清掃				
1階	窓(北面)	16.4	160×103 10枚	窓ガラス清掃(ガラス面を軽く洗浄した後、窓ガラス専用スクレージーでふき取る。)それぞれ内側と外側の両面に対し、清掃を行うこと。なお、2階以上の窓については墜落防止対策を講じたうえで行うこと。
2階	窓(北面)	8.64	90×120 8枚	
2階	窓(北面)	19.68	160×103 12枚	
1階	窓(西面)	3.5	72×70 7枚	
2階	窓(西面)	3.04	63×61 8枚	
1階	窓(南面)	8.64	103×105 8枚	
1階	窓(南面)	1.29	42×103 3枚	
2階	窓(南面)	22.96	160×103 14枚	
1階	自動ドアのガラス	5	216×58 4枚	
1階	自動ドアのガラス	8.88	216×103 4枚	

Pタイル等面積計 268.71
 カーペット等面積計 35.03
 窓ガラス面積計 98.03

※定期清掃の実施日は契約締結後、成田労働基準監督署担当と打合せのうえ決定する。

東金労働基準監督署 日常清掃仕様書

◎日常清掃

清掃曜日	週 1回 (原則 金曜日)		年間 50日	作業場所 東金労働基準監督署		作業時間帯 午後2時～4時の間	
階	室名	m ²	形状	作業内容		清掃回数	床以外の清掃箇所及び備考
1階	更衣室	34.34	Pタイル	<ul style="list-style-type: none"> ・塵・ゴミを掃除機等で除去し、水拭き(汚れに応じ中性洗剤を使用)後、乾いたモップ等で拭き取る。 ・手摺の拭き掃除 ・屑箱のゴミ処理 ・腰壁、ドア等低所埃払い、汚れ落とし 			
1階	認定室						
1階	玄関ホール	147.96	タイル カーペット	<ul style="list-style-type: none"> ・屑箱のゴミ処理 ・タイルカーペットの塵・ゴミを掃除機等で除去し、マット類の掃除を行う。 ・階段手摺の拭き掃除および事務室窓枠下の拭き掃除。 ・1か月に1回以上、玄関ホール、階段・踊り場の蜘蛛の巣をスプレー、ブラシ等で払い、除去する。 		週1回	
2階	署長室						
1・2階	階段						
1・2階	廊下						
1階	事務室						
2階	事務室						
便所							
1階	女子便所	3.91	ビニル床シート	<ul style="list-style-type: none"> ・塵・ゴミを除去し、水拭き(汚れに応じ中性洗剤等を使用)後、乾いたモップ等でふき取る。 ・便器、洗面台の洗浄、清掃及び鏡の水拭き掃除 ・トイレトーパー、石鹸等の衛生消耗品の補充を行う。 ・汚物処理ならびに容器洗浄 ・窓サッシは砂等のゴミをブラシや雑巾等で除去する。 		週1回	小便器2
1階	男子便所	12.84	タイル				大便器3
1階	障害者用便所						洗面台3
玄関							
1階	玄関ドアガラス	1790×645 mm 2枚	ガラスの拭き掃除			週1回	
1階	玄関ドアガラス	1730×610 mm 2枚					
敷地内プレハブ事務室							
1階	会議室	40.50	塩ビシート	<ul style="list-style-type: none"> ・塵・ゴミを掃除機ほうき等で除去する。 ・屑箱のゴミ処理 		週1回	
1階	打合せ室1	7.65					
1階	打合せ室2	7.65					

Pタイル等面積計 106.89

カーペット等面積計 147.96

東金労働基準監督署 定期清掃仕様書

◎定期清掃

清掃日	年1回【11月の1日間 (土日祝日)】		作業場所 東金労働基準監督署	
階	室名	m ²	形状	作業内容
屋内清掃				
1階	認定室	12.84	Pタイル	Pタイル洗浄、ワックス塗布(床面に洗剤を塗布し、ワックスの表面をフロアマシン洗浄後、ワックスのクロス塗り洗浄を行う。)高所の埃払いを行う。
1階	玄関ホール	153.8	タイル カーペット	カーペットクリーニング(除塵後、専用洗剤を使用して洗剤の泡等で洗浄し、乾かして起毛、調整する。)高所の埃払いを行う。
2階	署長室			
1・2階	階段			
1・2階	廊下			
1階	事務室			
2階	事務室			
ガラス清掃				
1・2階	窓	80		窓ガラス清掃(ガラス面を軽く洗浄した後、窓ガラス専用スクレージーでふき取る。)それぞれ内側と外側の両面に対し、清掃を行うこと。 全てのブラインドの汚れを雑巾等で清掃すること。

Pタイル等面積計 12.84

カーペット等面積計 153.8

窓ガラス面積計 80

※定期清掃の実施日は契約締結後、東金労働基準監督署担当と打合せのうえ決定する。

市川公共職業安定所 日常 清掃仕様書

清掃曜日	週4回 (原則 月・火・木・金)		年間 192日	作業場所 市川公共職業安定所		作業時間帯 午前8時30分～11時30分の間	
階	室名	m ²	形状	作業内容		清掃回数	床以外の清掃箇所及び備考
事務室							
1階	事務室	220.63	タイルカーペット	ゴミ収集及びゴミ置き場に分別して搬出する。 タイルカーペットの塵・ゴミを掃除機等で除去し、マット類の掃除を行う。		週4回 週2回 (月・木)	壁、ドアの埃払い、 汚れ落とし(適時)
2階	事務室	157.14	タイルカーペット	ゴミ収集及びゴミ置き場に分別して搬出する。		週4回	壁、ドアの埃払い、 汚れ落とし(適時)
2階	事務室	22.68		タイルカーペットの塵・ゴミを掃除機等で除去し、マット類の掃除を行う。		週2回 (火・金)	
2階	事務室 (増築棟)	94.73					
3階	所長室	38.28					
3階	事務室	38.7					
相談室・会議室							
2階	小会議室	22.76	タイルカーペット	ゴミ収集及びゴミ置き場に分別して搬出する。		週4回 週1回 (金)	壁、ドアの埃払い、 汚れ落とし(適時)
2階	大会議室 (増築棟)	83.92		タイルカーペットの塵・ゴミを掃除機等で除去する			
3階	ミーティング ルーム	14.44	Pタイル	ゴミ収集及びゴミ置き場に分別して搬出する。 塵・ゴミを除去し、水拭き(汚れに応じ中性洗剤等を使用)後乾いたモップ等でふき取る。		週4回 週2回 (火・木)	壁、ドアの埃払い、 汚れ落とし(適時)
便所							
1階	便所	21.98	タイル	塵・ゴミを除去し、水拭き(汚れに応じ中性洗剤等を使用)後乾いたモップ等でふき取る。		週4回	壁、ドアの埃払い、 汚れ落とし(適時)
2階	便所	17.07		便器、洗面台の洗浄、清掃。トイレットペーパー、石鹼等の消耗品の補充を行う。			
3階	便所	17.07		女子トイレ汚物容器内のゴミ回収処理(専用袋は労働局用意)。			
更衣室・給湯室							
1階	休止室	5.6	Pタイル	ゴミ収集及びゴミ置き場に分別して搬出する。 塵・ゴミを除去し、水拭き(汚れに応じ中性洗剤等を使用)後乾いたモップ等でふき取る。 流し台及びその周辺を洗剤で洗浄、清掃する。		週4回 週1回 (火) 月2回	流し台
2階	休止室	5.6	Pタイル	ゴミ収集及びゴミ置き場に分別して搬出する。 塵・ゴミを除去し、水拭き(汚れに応じ中性洗剤等を使用)後乾いたモップ等でふき取る。 流し台及びその周辺を洗剤で洗浄、清掃する。		週4回 週1回 (金) 月2回	流し台
3階	給湯室	7.86	Pタイル	ゴミ収集及びゴミ置き場に分別して搬出する。 塵・ゴミを除去し、水拭き(汚れに応じ中性洗剤等を使用)後乾いたモップ等でふき取る。 流し台及びその周辺を洗剤で洗浄、清掃する。		週4回 週2回 (月・木) 月2回	流し台
3階	男子 更衣室	12.56	Pタイル タイル カー ペッ ト	塵・ゴミを除去し、水拭き(汚れに応じ中性洗剤等を使用)後乾いたモップ等でふき取る。 タイルカーペットの塵・ゴミを掃除機等で除去する		週1回 (火)	
3階	女子 更衣室	27.38	Pタイル 畳	塵・ゴミを除去し、水拭き(汚れに応じ中性洗剤等を使用)後乾いたモップ等でふき取る。 畳の塵・ゴミを掃除機等で除去する			
3階	吹き抜け			灰皿の吸殻収集、清掃		週2回 (火・金)	
廊下・階段							
1～3階	階段	56.5	Pタイル	塵・ゴミを除去し、水拭き(汚れに応じ中性洗剤等を使用)後乾いたモップ等でふき取る。 手摺の清掃。		週2回 (月・木)	壁、ドアの埃払い、 汚れ落とし(適時)
2階	通路 (増築棟)	18.18	タイル カー ペッ ト	タイルカーペットの塵・ゴミを掃除機等で除去する。		週2回 (火・金)	
2階	ホール	45.91	Pタイル	塵・ゴミを除去し、水拭き(汚れに応じ中性洗剤等を使用)後乾いたモップ等でふき取る。 金属部分を磨く。			
3階	ホール ブース	25.59	Pタイル	塵・ゴミを除去し、水拭き(汚れに応じ中性洗剤等を使用)後乾いたモップ等でふき取る。		週2回 (月・木)	
3階	廊下	29.58		金属部分を磨く。			
玄関・玄関周り							
1階	エントランス ホール	46.06	タイル	塵・ゴミを除去し、水拭き(汚れに応じ中性洗剤等を使用)後乾いたモップ等でふき取る。 金属部分を磨く。 マット類の掃除。		週2回 (月・木)	玄関ガラス扉拭き 掃除(適時) 玄関付近のゴミ拾 い(適時)
庁舎周り							
庁舎外	庁舎周り		コンクリート	ゴミ収集及びゴミ置き場に分別して搬出する。		週4回	
庁舎外	駐車・駐輪 スペース		コンクリート	ゴミ収集及びゴミ置き場に分別して搬出する。		週1回 (火)	
庁舎外	植え込み						

Pタイル等面積計 293.26

カーペット等面積計 736.96

市川公共職業安定所 定期 清掃仕様書

清掃日	年1回【11月の1日間(土・日曜もしくは祝日)】			作業場所 市川公共職業安定所
階	室名	m ²	形状	作業内容
屋内清掃				
1階	事務室	220.63	タイルカーペット	<p>◎Pタイルについては、 Pタイル洗浄、ワックス塗布(床面に洗剤を塗布し、ワックスの表面をフロアマシン洗浄後、ワックスのクロス塗り洗浄を行う。)</p> <p>◎タイルカーペットについては、 カーペットクリーニング(除塵後、専用洗剤を使用して洗剤の泡等で洗浄し、乾かして起毛、調整する。)</p> <p>◎タイルについては 専用洗剤を使いデッキブラシ等で全体を洗浄したあと、乾いたモップ等でふき取る。</p>
1階	休止室	5.6	Pタイル	
1階	エントランスホール 便所・洗面所	68.04	タイル	
2階	事務室	157.14	タイルカーペット	
2階	事務室	22.68		
2階	小会議室	22.76		
2階	大会議室	83.92		
2階	通路	18.18		
2階	事務室(増築棟)	94.73		
2階	休止室	5.6		
2階	ホール	45.91	Pタイル	
2階	便所・洗面所	17.07		
3階	所長室	38.28		
3階	事務室	38.7	タイルカーペット	
3階	給湯室	7.86		
3階	廊下	29.58	Pタイル タイル	
3階	ミーティングルーム	14.44		
3階	男子更衣室	1.6		
3階	女子更衣室	13.68		
3階	便所・洗面所	17.07		
3階	ホール	25.59		
1～3階	階段	56.5		
ガラス清掃				
1階	窓(北面)	2.64	1100×1200 2枚	<p>窓ガラス清掃(ガラス面を軽く洗浄した後、窓ガラス専用スクレージーでふき取る。) それぞれ内側と外側の両面に対し、清掃を行うこと。</p>
1階	窓(北面)	4.5	1500×1500 2枚	
2階	窓(北面)	0.81	900×900 1枚	
2階	窓(北面)	8.4	1500×700 8枚	
3階	窓(北面)	3.24	900×900 4枚	
3階	窓(北面)	4.8	1200×1000 4枚	
1階	窓(南面)	1.76	1160×760 2枚	
1階	窓(南面)	11.87	1290×1150 8枚	
2階	窓(南面)	1.76	1160×760 2枚	
2階	窓(南面)	11.87	1290×1150 8枚	
3階	窓(南面)	1.76	1160×760 2枚	
3階	窓(南面)	11.87	1290×1150 8枚	
2階	窓(西面)増築棟	8.4	1500×700 8枚	
2～3階	窓(東面)	28.8	600×1600 36枚	
2階	窓(東面)増築棟	8.4	1500×700 8枚	
1階	窓(東面)正面入口	5.76	600×1600 6枚	
1階	自動ドアのガラス	3.24	1930×840 2枚	

Pタイル等面積計 308.54
 カーペット等面積計 697.02
 窓ガラス面積計 119.88

※定期清掃の実施日は契約締結後、市川公共職業安定所担当と打合せのうえ決定する。

館山公共職業安定所 日常清掃仕様書

○ 日常清掃

清掃曜日	週 3回 (原則 月・水・金)	年間 142日	作業場所 館山公共職業安定所		作業時間帯 午前8時30分～10時30分の間	
階	室名	m ²	形状	作業内容	清掃回数	床以外の清掃箇所及び備考
玄関及び玄関ホール						
1階	玄関及び 玄関ホール	51	Pタイル	・塵・ゴミを掃除機ほうき等で除去する。 ・ゴミ収集及びゴミ置き場に分別して搬出する。	週3回	
会議室						
2階	会議室	55	Pタイル	・塵・ゴミを掃除機ほうき等で除去する。 ・ゴミ収集及びゴミ置き場に分別して搬出する。	週3回	
便所						
1階	女子便所	21	タイル	・塵・ゴミを除去し、水拭き(汚れに応じ中性洗剤等を使用)後乾いたモップ等でふき取る。 ・便器、洗面台の洗浄、清掃をし清潔を保つ。 ・トイレトーパー、石鹸等の消耗品の補充を行う。 ・汚物処理を行う。	週3回	小便器4 大便器5 洗面台5
1階	男子便所					
1階	障害者用 便所					
2階	女子便所					
2階	男子便所					
階段・通路						
庁舎内	階段・通路	25	Pタイル	・塵・ゴミを掃除機ほうき等で除去する。 ・ゴミ収集及びゴミ置き場に分別して搬出する。	週3回	
庁舎外敷地内						
	庁舎外敷地内 (駐車場及び 植込み部分含む)	779	コンクリート	・塵・ゴミ・砂・落ち葉等をほうき等で除去する。 ・ゴミの収集及びゴミ置き場に分別して搬出する。 ・植込みの除草作業(適宜)	週3回	
事務室						
1・2 階	事務室			・ゴミ収集及びゴミ置き場に分別して搬出する。 (シュレッダー機からの収集も含む)	週3回	シュレッダー機2(各階 1) ゴミ箱18(1F:12,2F:6)

Pタイル等面積 152
 庁舎外面積 779

○ 特別清掃

清掃場所						
庁舎外駐車場 及び 庁舎建物周辺	10	・鎌等を使用した除草作業 (ただし、植込み部分については、植物を取り除かないよう に手作業すること)			年2回	
※ 特別清掃作業日：年2回(6月、9月の中で、館山公共職業安定所が指定した各月1回)						

館山公共職業安定所 定期清掃仕様書

◎定期清掃

清掃日	年1回【11月の1日間(土日祝日)】			作業場所 館山公共職業安定所
階	室名	㎡	形状	作業内容
屋内清掃				
1階	事務室	130.0	タイルカーペット	①ドライバキューム清掃により除塵を行う。 ②専用洗剤を用いて、シミ取りを行う。 ③養生し、専用洗剤にて、すすぎおよびリンス仕上げを行う。 ④ウェットバキューム、乾燥、起毛仕上げを行う。
2階	所長室	75.0		
	事務室			
2階	会議室	55.0	Pタイル	①掃き掃除 ②養生 ③機械による洗剤洗浄 ④モップ拭き ⑤乾燥 ⑥樹脂ワックス塗り上げ(2～3回) ⑦磨き上げ
ガラス清掃				
1階	入口	5.4	500×900 12枚	窓ガラス清掃(ガラス面を軽く洗浄した後、窓ガラス専用スクレージーでふき取る。)それぞれ内側と外側の両面に対し、清掃を行うこと。
1階	入口	14.04	1300×900 12枚	
1階	入口	6.48	600×900 12枚	
1階	通用口	0.15	300×500 1枚	
1階	通用口	0.6	1200×500 1枚	
1階	通用口	0.3	600×500 1枚	
1階	男子便所	0.35	500×700 1枚	
1階	男子便所	0.7	500×1400 1枚	
1階	女子便所	0.35	500×700 1枚	
1階	フロア	12.6	1500×700 12枚	
1階	フロア	12.6	1500×1400 6枚	
1階	後方執務室	0.55	1100×250 2枚	
1階	給湯室	0.175	700×250 1枚	
1階	印刷室	0.175	700×250 1枚	
1階	機械室	1.35	900×750 2枚	
1・2階	エントランス	2.1	1500×700 2枚	
1・2階	エントランス	2.1	1500×1400 1枚	
2階	所長室	2.1	1500×700 2枚	
2階	所長室	2.1	1500×1400 1枚	
2階	所長室	0.275	1100×250 1枚	
2階	書庫脇	0.275	1100×250 1枚	
2階	フロア	8.4	1500×700 8枚	
2階	フロア	8.4	1500×1400 4枚	
2階	会議室	6.3	1500×700 6枚	
2階	会議室	6.3	1500×1400 3枚	
2階	休養室	2.184	1560×700 2枚	
2階	休養室	2.184	1560×1400 1枚	
2階	書庫	2.1	1500×700 2枚	
2階	書庫	2.1	1500×1400 1枚	
2階	給湯室/ロッカー/書庫脇	0.825	1100×250 3枚	
2階	男子便所	1.05	1500×700 1枚	
2階	男子便所	2.1	1500×1400 1枚	
2階	女子便所	1.05	1500×700 1枚	

Pタイル等面積計 55.0
 カーペット等面積計 205.0
 窓ガラス面積計 107.6

※定期清掃の実施日は契約締結後、館山公共職業安定所担当と打合せのうえ決定する。

木更津公共職業安定所 日常清掃仕様書

◎日常清掃

清掃曜日	週3回 (原則 月・水・金)		年間 142日	作業場所 木更津公共職業安定所	作業時間帯 午後2時00分～5時00分の間	
階	室名	m ²	形状	作業内容	清掃回数	床以外の清掃箇所及び備考
通路						
5階	通路	65.17	Pタイル	塵・ゴミをほうき等で除去し、水拭き(汚れに応じ中性洗剤等を使用)後乾いたモップ等でふき取る。 ゴミ箱のゴミ収集	週3回	庁舎入り口から各部屋までの通路
事務室						
5階	事務室	510.32	カーペット	塵・ゴミをほうき及び掃除機で除去する。 ゴミ箱のゴミ収集。 シュレッダー内のゴミ処理。 粘着テープを用いて細かい塵・ゴミを除去する。	週3回	会議室はスペースが広い ため掃除機で塵・ゴミを除去すること。 掃除機は静音タイプのものとする こと。
5階	第三相談室				月1回	
5階	会議室	152.16	Pタイル	塵・ゴミをほうき、掃除機等で除去し、水拭き(汚れに応じ中性洗剤等を使用)後乾いたモップ等でふき取る。 ゴミ箱のゴミ収集。 シュレッダー内のゴミ処理。	週3回	
5階	会議室倉庫					
5階	第一相談室					
5階	第二相談室					
5階	所長室					
5階	庶務課					

Pタイル面積計 217.33

カーペット等面積計 510.32

※ 休憩室、給湯室、倉庫、男性更衣室、女性更衣室、通信機械室、耐火書庫室については清掃範囲から除く。

※ 回収したゴミ箱およびシュレッダーのゴミについては、指定のゴミ置き場に分別して捨てること。(置き場所は別途指示)

木更津公共職業安定所 定期清掃仕様書

◎定期清掃

清掃日	年2回【5・11月の1日間(土日祝日)】			作業場所 木更津公共職業安定所
階	室名	m ²	形状	作業内容
屋内清掃				
5階	情報公開コーナー	217.33	Pタイル	①掃き掃除 ②養生 ③機械による洗剤洗浄 ④モップ拭き ⑤乾燥 ⑥樹脂ワックス塗り上げ(2～3回) ⑦磨き上げ
5階	会議室倉庫			
5階	会議室			
5階	第一相談室			
5階	印刷室			
5階	第二相談室			
5階	庶務課			
5階	所長室			
5階	事務室	510.32	カーペット	①ドライバキューム清掃 ②しみ取り ③養生 ④洗浄 ⑤すすぎおよびリンス仕上げ ⑥ウェットバキューム仕上げ (①～⑥の方法で実施)
ガラス清掃				
5階	自動ドアのガラス	7.15	2,180×840 2枚 2,100×830 2枚	窓ガラス清掃(ガラス面を軽く洗浄した後、窓ガラス専用スクレージーでふき取る。)それぞれ内側と外側の両面に対し、清掃を行うこと。)

Pタイル等面積計 217.33

カーペット等面積計 510.32

窓ガラス面積計 7.15

佐原公共職業安定所 日常清掃仕様書

清掃曜日	週2回 (原則 火・金)	年間 99日	作業場所 佐原公共職業安定所			作業時間帯 午前7時～10時の間	
事務室							
階	室名	m ²	形状	作業内容	清掃回数	床以外の清掃箇所及び備考	
1階	事務室	125	カーペット	・塵・ゴミを掃除機ほうき等で除去する。 ・ゴミ箱のゴミ収集。	週2回		
2階	所長室	25	カーペット	・塵・ゴミを掃除機ほうき等で除去する。 ・ゴミ箱のゴミ収集。	週2回		
2階	事務室	35	カーペット	・塵・ゴミを掃除機ほうき等で除去する。 ・ゴミ箱のゴミ収集。	週2回		
2階	会議室	77	Pタイル	・塵・ゴミを除去し、水拭き(汚れに応じ中性洗剤等を使用)後、乾いたモップ等で拭き取る。	週2回		
便所							
1階	女子便所	41	タイル	・塵・ゴミを除去し、水拭き(汚れに応じ中性洗剤等を使用)後 乾いたモップ等でふき取る。 ・便器、洗面台の洗浄、清掃をし清潔を保つ。 ・トイレトペーパー、石鹼等の消耗品の補充を行う。 ・汚物処理を行う。	週2回	大便器2 洗面台2	
1階	男子便所					小便器2 大便器2 洗面台2	
2階	女子便所					大便器1 洗面台1	
2階	男子便所					小便器1 大便器1 洗面台1	
階段・通路							
庁舎内	階段・通路	104	Pタイル	・塵・ゴミを掃除機ほうき等で除去する。 ・ゴミの収集及びゴミ置き場に分別して搬出する。	週2回		
庁舎外敷地内							
庁舎外敷地内 (駐車場及び 植込み部分を含む)		1432	コンクリート	・塵・ゴミ・砂をほうき等で除去する。 ・ゴミの収集及びゴミ置き場に分別して搬出する。 ・植込みの除草作業(適宜)	※ 月2回		

Pタイル等面積 222

カーペット等面積 185

庁舎外面積 1432

※ 庁舎外敷地内については、週2回の日常清掃(年間100日)とは別に、月2日(年間24日)実施する。日程・実施時間は佐原公共職業安定所と打ち合わせのうえ、決定する。

佐原公共職業安定所 定期 清掃仕様書

清掃日		年1回【12月の1日間(土日祝日)】		
屋内清掃				
階	室名	m ²	形状	作業内容
1階	事務室	125	カーペット	カーペットクリーニング(除塵後、専用洗剤を使用して汚れを落とし、乾かして起毛、調整する。)
2階	所長室	25	カーペット	
2階	事務室	35	カーペット	
2階	会議室	77	Pタイル	塵・ゴミを掃除機等で除去し、水拭き後、乾いたモップ等で仕上げを行う。
庁舎内	階段・通路	104	Pタイル	
ガラス清掃				
階	場所	m ²	サイズ及び数量	作業内容
1階	事務室	28.8	1500×1200 16枚	窓ガラス清掃(ガラス面を軽く洗浄した後、窓ガラス専用スクレージーでふき取る。)それぞれ内側と外側の両面に対し、清掃を行うこと。
1階	事務室	1.61	2300×700 1枚	
1階	玄関自動ドア	8.05	2200×1830 2枚	
1階	玄関自動ドア	3.77	2120×890 2枚	
1階	事務室自動ドア	3.06	1830×1670 1枚	
1階	事務室自動ドア	1.94	1780×1090 1枚	
1階	事務室自動ドア	0.72	1680×430 1枚	
1階	事務室自動ドア	0.69	1680×410 1枚	
1階	事務室自動ドア	0.81	1830×440 1枚	
2階	事務室	7.2	1500×1200 4枚	
2階	所長室	7.2	1500×1200 4枚	
2階	会議室	14.4	1500×1200 8枚	
2階	休憩室	3.6	1500×1200 2枚	
2階	エントランス	9.6	2000×800 6枚	
2階	エントランス	1.39	1880×740 1枚	
2階	廊下	6.16	870×1770 4枚	
2階	女子更衣室	2.16	1460×740 2枚	

※定期清掃の実施日は契約締結後、佐原公共職業安定所担当と打合せのうえ決定する。

Pタイル等面積 181
 カーペット等面積 185
 窓ガラス面積計 101.16

いすみ出張所 日常・特別清掃仕様書

○日常清掃

清掃曜日	週 2回 (原則 月・木)		年間 93日	作業場所 茂原公共職業安定所 いすみ出張所	清掃時間帯 午前8時30分～11時30分の間	
階	室名	m ²	形状	作業内容	清掃回数	床以外の清掃箇所及び備考
玄関エントランス等共用部分						
	玄関及び 玄関ホール 階段・通路	245.34	Pタイル	・塵・ゴミを除去し、水拭き(汚れに応じ中性洗剤等を使用)後 乾いたモップ等でふき取る。 ・ごみ収集及びゴミ置き場に分別して搬出する。	週2回	
便所						
1階	女子便所	30.54	タイル	・塵・ゴミを除去し、水拭き(汚れに応じ中性洗剤等を使用)後乾いたモップ等でふき取る。 ・便器、洗面台の洗浄、清掃をし清潔を保つ。 ・トイレトーパー、石鹸等の消耗品の補充を行う。 ・汚物処理を行う。	週2回	小便器3 大便器1 洗面台
1階	男子便所					大便器2 洗面台
1階	障害者用便所					大便器1 洗面台
2階	女子便所					大便器1 洗面台
2階	男子便所					大便器1 洗面台
事務室						
1階	事務室	112.2	カーペット	・塵・ゴミを掃除機ほうき等で除去する。	週2回	
1階	所長室	21.088	Pタイル	・塵・ゴミを除去し、水拭き(汚れに応じ中性洗剤等を使用)後 乾いたモップ等でふき取る。		
1階	相談室	13.062				
2階	大会議室 小会議室	111				
2階	女子休憩室 男子休憩室	11.2	畳	・塵・ゴミを掃除機ほうき等で除去する。		
	庁舎内全体			・ゴミの収集及びゴミ置き場に分別して搬出する。	週2回	

Pタイル等面積 421.03

カーペット等面積 123.4

○特別清掃

清掃場所						
庁舎外駐車場 及び 庁舎建物周辺	228.21	・鎌等を使用した除草作業 (ただし、植込み部分については、植物を取り除かないように 手作業すること)			年4回	
屋上	99	屋上にたまった土や落ち葉、雑草を除去する。			年1回	
※ 特別清掃作業日 : 年4回(第1回:4月又は5月 第2回:6月又は7月 第3回:8月又は9月 第4回:10月～3月の間) 年1回(10月又は11月) それぞれいすみ出張所が指定した月						

松戸公共職業安定所 日常・定期清掃仕様書

◎日常清掃1

清掃曜日	週4回 (原則 月・火・水・木)			年間 192日	作業場所 松戸公共職業安定所	作業時間帯 午後3時～4時の間	
階	室名	m ²	形状	作業内容		清掃回数	床以外の清掃箇所及び備考
庁舎全体							
3階	事務室	1551.47	OAタイル	ゴミ収集及びゴミ置き場に分別して搬出する。		週4回	
3階	会議室	168	Pタイル				
5階	事務室	144.53	タイル				
5階	事務室	69.37	カーペット				
10階	事務室	404.98	OAタイル				

面積計 2338.4

◎日常清掃2

清掃曜日	週1回 (原則 土曜日)			年間50日	作業場所 松戸公共職業安定所	作業時間帯 午前7時～11時の間	
階	室名	m ²	形状	作業内容		清掃回数	床以外の清掃箇所及び備考
庁舎全体							
3階	事務室	1551.47	OAタイル	塵・ゴミを掃除機、ほうき、モップ等で除去する。 ゴミ収集及びゴミ置き場に分別して搬出する。		週1回	
3階	会議室	168	Pタイル				
5階	事務室	144.53	タイル				
5階	事務室	69.37	カーペット				
10階	事務室	404.98	OAタイル				

面積計 2338.4

◎定期清掃

清掃曜日	年2回【7月と1月の指定の日曜もしくは祝日】			年間	2回	作業場所 松戸公共職業安定所
階	室名	m ²	形状	作業内容		
庁舎全体						
3階	事務室	1551.47	OAタイル	塵・ゴミを除去し、専用洗剤を用いて、シミ取り後、帯電防止樹脂性ワックスを塗布		
3階	会議室	168	Pタイル	Pタイル洗浄、ワックス塗布(床面に洗剤を塗布し、ワックスの表面をフロアマシン洗浄後、ワックスのクロス塗り洗浄を行う。)		
5階	事務室	144.53	タイル	カーペットクリーニング(除塵後、専用洗剤を使用して洗剤の泡等で洗浄し、乾かして起毛、調整する。)		
5階	事務室	69.37	カーペット			
10階	事務室	404.98	OAタイル	塵・ゴミを除去し、専用洗剤を用いて、シミ取り後、帯電防止樹脂性ワックスを塗布		

Pタイル等面積計 2124.5

カーペット等面積計 213.90

※民間ビル入居施設のため、ビル管理規定に従い作業を行うこと。

※土曜日に実施する日常清掃については、作業前後に警備体制の解除・再設定が必要となること。

松戸公共職業安定所 野田出張所 日常 清掃仕様書

清掃曜日	週2回 (原則 火・木)		年間100日	作業場所 松戸公共職業安定所野田出張所		作業時間帯 午前8時30分～12時30分の間	
階	室名	m ²	形状	作業内容		清掃回数	床以外の清掃箇所及び備考
事務室							
1階	事務室	281.72	Pタイル	塵・ゴミを除去し、水拭き(汚れに応じ中性洗剤等を使用)後乾いたモップ等でふき取る。 ゴミ収集及びゴミ置き場に分別して搬出する。		週2回	壁、ドアの埃払い、 汚れ落とし(適時)
1階	所長室	24.14	タイル カーペット	タイルカーペットの塵・ゴミを掃除機等で除去する。 ゴミ収集及びゴミ置き場に分別して搬出する。			
相談室・会議室							
2階	選考 会議室	107.44	タイル カーペット	タイルカーペットの塵・ゴミを掃除機等で除去する。 ゴミ収集及びゴミ置き場に分別して搬出する。		週2回	壁、ドアの埃払い、 汚れ落とし(適時)
2階	求人 相談室	17.74	Pタイル	塵・ゴミを除去し、水拭き(汚れに応じ中性洗剤等を使用)後乾いたモップ等でふき取る。 ゴミ収集及びゴミ置き場に分別して搬出する。			
便所							
1階	男子便所	18.01	タイル	塵・ゴミを除去し、水拭き(汚れに応じ中性洗剤等を使用)後乾いたモップ等でふき取る。 便器、洗面台の洗浄、清掃をする。 トイレトペーパー、石鹸等の消耗品の補充を行う。 汚物処理を行う。		週2回	洗面台4 小便器3 大便器7
1階	女子便所	17.22					
1階	障害者用 便所	5.28					
更衣室・給湯室							
1階	給湯室	6.83	Pタイル	流し台及びその周辺を洗剤で洗浄、清掃する。 塵・ゴミを除去し、水拭き(汚れに応じ中性洗剤等を使用)後乾いたモップ等でふき取る。		週2回	
1階	男子 更衣室	3.78		ゴミ収集及びゴミ置き場に分別して搬出する。			
1階	女子 更衣室	3.79					
廊下・階段							
階段	階段	49.76	Pタイル	塵・ゴミを除去し、水拭き(汚れに応じ中性洗剤等を使用)後乾いたモップ等でふき取る。		週2回	
1階	廊下			手摺の清掃。			
2階	廊下			ゴミ収集及びゴミ置き場に分別して搬出する。			
玄関・玄関周り							
1階	玄関	14.58	タイル	塵・ゴミを除去し、水拭き(汚れに応じ中性洗剤等を使用)後乾いたモップ等でふき取る。 自動ドアのガラス清掃。 マット類の掃除。		週2回	
庁舎周り							
庁舎外	庁舎周り		アスファルト	塵・ゴミ・砂をほうき等で除去する。 ゴミ収集及びゴミ置き場に分別して搬出する。		適宜	
庁舎外	駐車・駐輪 スペース			灰皿の中のゴミを除去し水の交換等清潔を保つ。			
庁舎外	植え込み			庁舎周囲の草むしり。			

Pタイル等面積計 418.71

カーペット等面積計 131.58

松戸公共職業安定所 野田出張所 定期 清掃仕様書

清掃日	年1回【10月または11月の1日間(土日祝日)】			
ガラス清掃				
階	場所	m ²	サイズ及び数量	作業内容
1階	事務室	0.5	2000×250 1枚	窓ガラス清掃(ガラス面を軽く洗浄した後、窓ガラス専用スクレージーでふき取る。)それぞれ内側と外側の両面に対し、清掃を行うこと。 全てのブラインドの汚れを専用洗剤を使用し雑巾等で清掃すること。
1階	事務室	26.22	2000×1850 12枚	
1階	事務室	9.65	2680×72 5枚	
1階	所長室	3.2	1480×720 3枚	
1階	職業相談室	3.2	1480×720 3枚	
1階	書庫	4.26	1480×720 4枚	
1階	休憩室	2.13	1480×720 2枚	
1階	男子トイレ	1.07	1480×720 1枚	
1階	男子トイレ	1.07	1480×720 1枚	
1階	女子トイレ	2.14	1480×720 2枚	
1階	サーバ室	1.01	1480×720 1枚	
2階	小会議室	2.3	1600×720 2枚	
2階	大会議室	11.52	1600×720 10枚	
2階	電気室	2.3	1600×720 2枚	

窓ガラス面積計 70.57

※定期清掃の実施日は契約締結後、松戸公共職業安定所野田出張所担当と打合せのうえ決定する。

船橋公共職業安定所 日常 清掃仕様書

清掃曜日	週4回 (原則 月・火・木・金)		年間 192日	作業場所 船橋公共職業安定所第一庁舎		作業時間帯 午前8時30分～12時30分の間	
階	室名	m ²	形状	作業内容	清掃回数	床以外の清掃箇所及び備考	
事務室							
1階	事務室	236.645	カーペット	ゴミ収集及びゴミ置き場に分別して搬出する。	週4回	壁、ドアの埃払い、 汚れ落とし (適時)	
1階	小会議室	23.76		塵・ゴミを掃除機ほうき等で除去する。			
2階	所長室	29.5		ゴミ収集及びゴミ置き場に分別して搬出する。	週4回		
2階	事務室	80.041		塵・ゴミを掃除機ほうき等で除去する。	週2回		
相談室・会議室							
1階	相談室	27.6	Pタイル	ゴミ収集及びゴミ置き場に分別して搬出する。	週4回		
2階	小会議室	27.6		塵・ゴミを除去し、水拭き(汚れに応じ中性洗剤等を使用)後乾いたモップ等でふき取る。			
2階	会議室	109.02		乾いたモップ等でふき取る。			
2階	大会議室	175.05	カーペット	ゴミ収集及びゴミ置き場に分別して搬出する。 塵・ゴミを掃除機ほうき等で除去する。	週2回 (月・木)		
便所							
1階	男子便所	13.825	タイル	塵・ゴミを除去し、水拭き(汚れに応じ中性洗剤等を使用)後乾いたモップ等でふき取る。 便器、洗面台の洗浄、清掃をする(便器をしっかりと磨き、黄ばみを除去すること。)。 トイレットペーパー、石鹼等の消耗品の補充を行う。 1か月に1回は、洗面台の詰まり防止用薬剤を用意して使用する。 <u>女子トイレ汚物容器内のゴミ回収処理(専用袋は労働局用意)</u> 。	週4回	洗面台11 小便器4 大便器9	
1階	女子便所	13.825					
1階	障害者用便所	4.62					
2階	男子便所	13.825					
2階	女子便所	13.825					
更衣室・給湯室							
1階	更衣室	13.8	Pタイル	塵・ゴミを除去し、水拭き(汚れに応じ中性洗剤等を使用)後乾いたモップ等でふき取る。 ゴミ収集及びゴミ置き場に分別して搬出する。	週2回 (月・木)		
1階	給湯室	10.6		塵・ゴミを除去し、水拭き(汚れに応じ中性洗剤等を使用)後乾いたモップ等でふき取る。	週2回 (月・木)		
2階	給湯室	5.9		ゴミ収集及びゴミ置き場に分別して搬出する。 流し台及びその周辺を洗剤で洗浄、清掃し、ごみ受けのゴミ等を除去する。 1か月に1回は排水溝の詰まり防止用薬剤を用意して使用する。	週4回 月2回		
廊下・階段							
1階	廊下	15.28	Pタイル	塵・ゴミを除去し、水拭き(汚れに応じ中性洗剤等を使用)後乾いたモップ等でふき取る。	週2回 (火・金)		
2階	廊下	32.64		ゴミ収集及びゴミ置き場に分別して搬出する。			
階段	階段	12.6		手摺の清掃。			
玄関・玄関周り							
1階	玄関	13.2	Pタイル	塵・ゴミを除去し、水拭き(汚れに応じ中性洗剤等を使用)後乾いたモップ等でふき取る。	週2回 (火・金)	玄関ガラス扉拭き掃除(適時) 玄関付近のゴミ拾い(適時)	
1階	玄関ホーチ	9.36	コンクリート	ゴミ収集及びゴミ置き場に分別して搬出する。 マット類の掃除。			
庁舎周り							
庁舎外	職員入口	5	コンクリート	塵・ゴミを掃除機ほうき等で除去する。	週4回		
庁舎外	駐車スペース	30					
庁舎外	駐車・駐輪スペース	36.96		塵・ゴミを掃除機ほうき等で除去する。 手摺の清掃。			
庁舎外	スロープ	4.95					

Pタイル等面積計 337.52
 カーペット等面積計 544.996
 庁舎周面積計 76.91

船橋公共職業安定所 定期 清掃仕様書

清掃日	年1回【11月の1日間(土曜・日曜)】				
屋内清掃					
階	室名	m ²	形状	作業内容	
1階	事務室	236.645	カーペット	<p>◎Pタイルについては、 Pタイル洗浄、ワックス塗布(床面に洗剤を塗布し、ワックスの表面をフロアマシン洗浄後、ワックスのクロス塗り洗浄を行う。)</p> <p>◎カーペットについては、 カーペットクリーニング(除塵後、専用洗剤を使用して洗剤の泡等で洗浄し、乾かして起毛、調整する。)</p>	
1階	相談室	27.6	Pタイル		
1階	小会議室	23.76	カーペット		
1階	更衣室	13.8	Pタイル		
1階	給湯室	10.6	Pタイル		
1階	玄関	13.2	Pタイル		
1階	廊下	15.28	Pタイル		
2階	所長室	29.5	カーペット		
2階	事務室	80.041	カーペット		
2階	小会議室	27.6	Pタイル		
2階	会議室	109.02	Pタイル		
2階	大会議室	175.05	カーペット		
2階	廊下	32.64	Pタイル		
2階	給湯室	5.9	Pタイル		
階段	階段	12.6	Pタイル		
1階	男子便所	13.825	タイル	<p>◎便所タイルについては、 専用洗剤を使いデッキブラシ等で全体を洗浄したあと、乾いたモップ等でふき取る。</p> <p>◎男子小便器については、 尿石取り作業を行う。</p>	
1階	女子便所	13.825	タイル		
1階	障害者用便所	4.62	タイル		
2階	男子便所	13.825	タイル		
2階	女子便所	13.825	タイル		
ガラス清掃					
1階	窓(北面)	4.5	2250×1000	2枚	<p>窓ガラス清掃(ガラス面を軽く洗浄した後、窓ガラス専用スクレージーでふき取る。)それぞれ内側と外側の両面に対し、清掃を行うこと。</p>
1階	窓(北面)	26.25	1750×1000	15枚	
2階	窓(北面)	1.35	1500×900	1枚	
2階	窓(北面)	36.75	1750×1000	21枚	
1階	窓(南面)	52.5	1750×1000	30枚	
2階	窓(南面)	52.5	1750×1000	30枚	
1階	窓(東面)	6	1500×1000	4枚	
2階	窓(東面)	6	1500×1000	4枚	
1階	窓(西面)	1.35	1500×900	1枚	
1階	窓(西面)	5.44	1600×850	4枚	
2階	窓(西面)	1.35	1500×900	1枚	
2階	窓(西面)	5.44	1600×850	4枚	
1階	自動ドアのガラス	18	2250×1000	8枚	

※定期清掃の実施日は契約締結後、船橋公共職業安定所担当と打合せのうえ決定する。

Pタイル等面積計	328.16
カーペット等面積計	544.996
窓ガラス面積計	217.43

成田公共職業安定所 からべ庁舎 日常 清掃仕様書

清掃曜日	週3回 (原則 月・水・金)		年間 142日	作業場所 成田公共職業安定所 からべ庁舎		作業時間帯 午前8時30分～12時15分の間	
階	室名	m ²	形状	作業内容		清掃回数	床以外の清掃箇所 及び備考
事務室							
1階	事務室	239.281	カーペット	塵・ゴミを掃除機ほうき等で除去する。		週3回	
2階	事務室	148.186					
2階	所長室	15.64					
相談室・会議室							
1階	相談室	11.55	Pタイル	塵・ゴミを除去し、水拭き(汚れに応じ中性洗剤等を使用)後乾いたモップ等でふき取る。		週3回	
2階	会議室	46.8					
便所							
1階	男子便所	7.26	タイル	塵・ゴミを除去し、水拭き(汚れに応じ水を散布し、中性洗剤等を使用しデッキブラシ等で清掃)後乾いたモップ等でふき取る。 便器、洗面台等床以外の設備の洗浄、清掃をし清潔を保つ。 トイレットペーパー、石鹸等の消耗品の補充を行う。 汚物処理を行う。		週3回	洗面台6 小便器4 大便器6 ペーパーシート1
1階	女子便所	9.57					
1階	障害者用便所	4.84					
2階	男子便所	7.26					
2階	女子便所	4.675					
給湯室・更衣室等							
1階	給湯室	5.94	カーペット	塵・ゴミを掃除機ほうき等で除去する。 流し台及びその周辺を洗剤で洗浄、清掃する。		週3回	流し台
2階	給湯室	4.06	Pタイル				
2階	休養室	11.55	畳	塵・ゴミを掃除機ほうき等で除去する。			
2階	更衣室	22.8					
2階	更衣室	5.94					
廊下・階段							
1階	廊下	20	タイル	塵・ゴミを除去し、水拭き(汚れに応じ中性洗剤等を使用)後乾いたモップ等でふき取る。		週3回	
2階	廊下	30	Pタイル				
屋内階段	屋内階段	8			手摺の清掃。		
1階	玄関	10	タイル	塵・ゴミを除去し、水拭き(汚れに応じ中性洗剤等を使用)後乾いたモップ等でふき取る。		週3回	
1階	玄関ポーチ	10					
庁舎外	駐車場	1660	アスファルト	塵・ゴミを掃除機ほうき等で除去する。 ゴミ収集及びゴミ置き場に分別して搬出する。			

Pタイル等面積計 174.015
 カーペット等面積計 449.337
 庁舎外面積計 1660

成田公共職業安定所 からべ庁舎 定期 清掃仕様書

清掃日	年2回【6・12月の各月1回(土曜・日曜)】			作業場所	成田公共職業安定所 からべ庁舎
事務室内清掃					
階	室名	m ²	形状	作業内容	
1階	事務室	239.281	カーペット	◎Pタイルについては、 Pタイル洗浄、ワックス塗布(床面に洗剤を塗布し、ワックスの表面をフロアマシン洗浄後、ワックスのクロス塗り洗浄を行う。)	
1階	相談室	11.55	Pタイル		
1階	給湯室	5.94	カーペット		
2階	所長室	15.64	カーペット		
2階	事務室	148.186	カーペット		
2階	会議室	46.8	Pタイル		
2階	更衣室	5.94	カーペット		
2階	給湯室	4.06	Pタイル		
2階	廊下	30	Pタイル		
階段	屋内階段	10	Pタイル		
ガラス清掃					
1階	窓(北面)	13.5	1500×1800	5枚	窓ガラス清掃(ガラス面を軽く洗浄した後、窓ガラス専用スクレージーでふき取る。) それぞれ内側と外側の両面に対し、清掃を行うこと。 ブラインドの汚れの激しい箇所について雑巾等で清掃をすること。
2階	窓(北面)	13.5	1500×1800	5枚	
1階	窓(南面)	21.6	1500×1800	7.5枚	
2階	窓(南面)	24.3	1500×1800	8.5枚	
1階	窓(東面)	2.7	1000×900	3枚	
2階	窓(東面)	2.7	1000×900	3枚	
1階	窓(西面)	1.8	1000×900	2枚	
2階	窓(西面)	2	1000×500	4枚	
1階	自動ドア	6	自動ドアのガラス		
1階	自動ドア	6	自動ドアのガラス		

※定期清掃の実施日は契約締結後、成田公共職業安定所担当と打合せのうえ決定する。

Pタイル等面積計 102.41
 カーペット等面積計 414.99
 窓ガラス面積計 94.1

成田公共職業安定所 駅前庁舎 日常 清掃仕様書

清掃曜日	週2回 (原則 火・木)		年間100日	作業場所 成田公共職業安定所 駅前庁舎	作業時間帯 午後5時20分～6時30分の間	
階	室名	m ²	形状	作業内容	清掃回数	床以外の清掃箇所及び備考
屋内清掃						
3階	事務室	289.34	タイル カーペット	塵・ゴミを掃除機で除去する。 掃除機で除去しきれない場所は、ほうき等で除去する。 ゴミ収集及びゴミ置き場に分別して搬出する。	週2回	
3階	前室1	12.16				
3階	前室2	12.77				
3階	事務処理室 兼 休憩室	15.46				
3階	ロッカー一室1	5.85				
3階	ロッカー一室2	8.20				

面積計 343.78

※民間ビル入居施設のため、ビル管理規定に従い作業を行うこと。

成田公共職業安定所 駅前庁舎 定期 清掃仕様書

清掃日	年2回【6・12月の各月1回(土曜・日曜)】			作業場所 成田公共職業安定所 駅前庁舎
階	室名	m ²	形状	作業内容
屋内清掃				
3階	事務室	289.34	タイルカーペット	・カーペットクリーニング(除塵後、専用洗剤を使用して洗剤の泡等を洗浄し、乾かして起毛、調整する。)
3階	窓	51.4	2650mm×970mm 20枚	・窓ガラス清掃(ガラス面を軽く洗浄した後、窓ガラス専用スクレイジーでふき取る。内側の面のみに対し、清掃を行うこと。 但し、キャビネット等で覆われている箇所は可能な限り清掃すること。)

カーペット等面積計 289.34
窓ガラス面積計 51.4

※民間ビル入居施設のため、ビル管理規定に従い作業を行うこと。

千葉南公共職業安定所 日常 清掃仕様書

◎ 日常 清掃

清掃曜日	週4回 (原則 月・火・木・金)		年間 192日	作業場所 千葉南公共職業安定所	作業時間帯 午前8時～11時の間	
階	室名	m ²	形状	作業内容	清掃回数	床以外の清掃箇所及び備考
事務室・相談室・会議室						
3階	事務室	170	タイル カーペット	ゴミ収集及びゴミ置き場に分別して搬出する。 タイルカーペットの塵・ゴミを掃除機等で除去し、マット類の掃除を行う。	週4回 週2回 (月・木)	
3階	事務室	250				
3階	多目的室1	12.2				
3階	多目的室2	9.9				
4階	事務室	147	タイル カーペット	ゴミ収集及びゴミ置き場に分別して搬出する。 タイルカーペットの塵・ゴミを掃除機等で除去し、マット類の掃除を行う。	週4回 週2回 (火・金)	
4階	所長室	40.3				
4階	庶務課	55.2				
4階	多目的室3	12.4				
4階	多目的室4	8.9				
4階	説明会場	56.8				
4階	説明会場	46				
便所						
3階	男子便所	10.6	タイル	塵・ゴミを除去し、水拭き(汚れに応じ中性洗剤等を使用)後乾いたモップ等でふき取る。 便器、洗面台等床以外の設備についての洗浄、清掃をし清潔を保つ。 トイレットペーパー、石鹸等の消耗品の補充を行う。 汚物処理を行う。	週4回	洗面台10 小便器6 大便器10
3階	女子便所	12.6				
3階	障害者用便所	7.9				
4階	男子便所	10.7				
4階	女子便所	10.2				
更衣室・給湯室						
4階	給湯室	10	Pタイル	ゴミ収集及びゴミ置き場に分別して搬出する。 塵・ゴミを除去し、水拭き(汚れに応じ中性洗剤等を使用)後乾いたモップ等でふき取る。 流し台及びその周辺を洗剤で洗浄、清掃する。	週4回 週2回 (火・金)	流し台
4階	女子更衣室	13.6	タイル カーペット	ゴミ収集及びゴミ置き場に分別して搬出する。 塵・ゴミを掃除機等で除去し、マット類の掃除を行う。		
4階	男子更衣室	9.2				
廊下・階段						
3階	廊下	72	Pタイル	塵・ゴミを除去し、水拭き(汚れに応じ中性洗剤等を使用)後乾いたモップ等でふき取る。	週2回 (月・木)	
4階	廊下	72			週2回 (火・金)	
3階	廊下	139.7		塵・ゴミを除去し、水拭き(汚れに応じ中性洗剤等を使用)後乾いたモップ等でふき取る。	週2回 (月・木)	
4階	廊下				週2回 (火・金)	
階段	屋内階段				週2回 (月・木)	

Pタイル等面積計 345.7

カーペット等面積計 831.5

※民間ビル入居施設のため、ビル管理規定に従い作業を行うこと。

千葉南 公共職業安定所 定期 清掃仕様書

◎ 定期 清掃

清掃曜日	年2回【5・11月の各月1回、指定の土日祝日】	作業場所 千葉南公共職業安定所			
階	室名	作業内容			
庁舎全体					
3・4階	事務室	831.5	タイル カーベ ット	カーペットクリーニング(除塵後、専用洗剤を使用して洗剤の泡等で洗浄し、乾かして起毛、調整する。)	
4階	所長室				
4階	庶務課				
4階	トイレ前廊下				
3・4階	多目的室1~4				
4階	多目的室3・4				
4階	説明会場				
4階	更衣室				

※民間ビル入居施設のため、ビル管理規定に従い作業を行うこと。

カーペット面積計 831.5

別紙(2) 令和7年度 日常清掃計画表

年間清掃日数

○
100

○が清掃実施日
原則、火・木に実施する。

船橋労働基準監督署

月	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	月別					
4月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30					4月							
		○		○					○		○					○		○					○		○					○		○					○	祝					8
5月				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		5月							
				○		祝	祝	祝	祝							○		○					○		○					○		○				8							
6月							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	6月						
								○		○						○		○					○		○					○		○				8							
7月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31				7月							
		○		○					○		○					○		○					○		○					○		○				10							
8月					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		8月						
									○		○					○		○					○		○					○		○				8							
9月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30						9月							
		○		○					○		○					○		○					○		○					○		○				8							
10月			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31			10月							
				○					○		○					○		○					○		○					○		○				9							
11月						1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		11月						
							祝		○		○					○		○					○		○					○		○				8							
12月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31					12月							
		○		○					○		○					○		○					○		○					○		○				8							
1月				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		1月							
				祝					○		○					○		○					○		○					○		○				8							
2月						1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28			2月							
									○		○					○		○					○		○					○		○				8							
3月						1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	3月						
									○		○					○		○					○		○					○		○				9							

別紙(2) 令和7年度 日常清掃計画表

年間清掃日数

○
93

○が清掃実施日
原則、月・木に実施する。

銚子労働総合庁舎

月	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	月別
4月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30					4月		
				○				○							○			○				○			○			○	祝							8		
5月				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		5月		
				○		祝	祝	祝	祝						○			○				○			○			○								8		
6月							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		6月
							○	○							○			○				○			○			○								9		
7月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31				7月		
				○				○							○			○				○			○			○								8		
8月					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		8月	
							○	○							○			○				○			○			○								7		
9月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30						9月		
	○			○				○							○			○				○	祝		○			○								8		
10月			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31			10月		
				○				○							○			○				○			○			○								8		
11月						1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		11月	
							○	祝							○			○				○			○			○	祝	祝						6		
12月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31					12月		
	○			○				○							○			○				○			○			○								8		
1月				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		1月		
				祝				○							○			○				○			○			○								7		
2月							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28		2月		
							○	○							○			○				○			○			○	祝							7		
3月							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	3月
							○	○							○			○				○			○	祝		○								9		

別紙(2) 令和7年度 日常清掃計画表

年間清掃日数

○
49

○が清掃実施日
原則、火に実施する。

茂原労働基準監督署

月	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	月別
4月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30					4月		
		○							○							○							○							○							○	4
5月				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		5月		
						祝	祝	祝	祝							○							○							○							○	3
6月							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	6月	
								○								○							○							○							○	4
7月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31				7月		
		○							○							○							○							○							○	5
8月					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		8月	
								○								○							○							○							○	4
9月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30						9月		
		○							○							○							○							○							○	4
10月			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31			10月		
									○							○							○							○							○	4
11月						1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		11月	
							祝	○								○							○							○							○	4
12月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31					12月		
		○							○							○							○							○							○	4
1月				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31			1月	
				祝					○							○							○							○							○	4
2月							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28			2月	
									○							○	祝						○							○							○	4
3月							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	3月
									○							○							○			祝				○							○	5

別紙(2) 令和7年度 日常清掃計画表

年間清掃日数

○
50

○が清掃実施日
原則、金に実施する。

成田労働基準監督署

月	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	月別			
4月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30								4月		
					○							○							○							○							○					4			
5月				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31			5月				
					○	祝	祝	祝	祝			○							○							○							○					5			
6月						1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30			6月			
											○								○							○							○					4			
7月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31							7月		
					○							○							○							○							○					4			
8月					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31			8月			
					○							○							○							○							○					5			
9月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30							9月				
					○							○							○							○							○					4			
10月			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31							10月	
					○							○							○							○							○					5			
11月						1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30			11月			
											○								○							○							○					4			
12月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31							12月			
					○							○							○							○							○					4			
1月				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31							1月
												○							○							○							○					4			
2月						1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28							2月	
											○								○							○							○					4			
3月						1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31			3月		
											○								○							○							○					3			

別紙(2) 令和7年度 日常清掃計画表

年間清掃日数

○
50

○が清掃実施日
原則、金に実施する。

東金労働基準監督署

月	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	月別
4月		1	2	3	4 ○	5	6	7	8	9	10	11 ○	12	13	14	15	16	17	18 ○	19	20	21	22	23	24	25 ○	26	27	28	29 祝	30					4月 4		
5月				1	2 ○	3 祝	4 祝	5 祝	6 祝	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16 ○	17	18	19	20	21	22	23 ○	24	25	26	27	28	29	30 ○	31		5月 5		
6月							1	2	3	4	5	6 ○	7	8	9	10	11	12	13 ○	14	15	16	17	18	19	20 ○	21	22	23	24	25	26	27 ○	28	29	30	6月 4	
7月		1	2	3	4 ○	5	6	7	8	9	10	11 ○	12	13	14	15	16	17	18 ○	19	20	21 祝	22	23	24	25 ○	26	27	28	29	30	31				7月 4		
8月					1 ○	2	3	4	5	6	7	8 ○	9	10	11 祝	12	13	14	15 ○	16	17	18	19	20	21	22 ○	23	24	25	26	27	28	29 ○	30	31		8月 5	
9月	1	2	3	4	5 ○	6	7	8	9	10	11	12 ○	13	14	15 祝	16	17	18	19 ○	20	21	22	23 祝	24	25	26 ○	27	28	29	30						9月 4		
10月			1	2	3 ○	4	5	6	7	8	9	10 ○	11	12	13 祝	14	15	16	17 ○	18	19	20	21	22	23	24 ○	25	26	27	28	29	30	31 ○			10月 5		
11月						1	2	3 祝	4	5	6	7 ○	8	9	10	11	12	13	14 ○	15	16	17	18	19	20	21 ○	22	23 祝	24 祝	25	26	27	28 ○	29	30		11月 4	
12月	1	2	3	4	5 ○	6	7	8	9	10	11	12 ○	13	14	15	16	17	18	19 ○	20	21	22	23	24	25	26 ○	27	28	29	30	31					12月 4		
1月				1 祝	2	3	4	5	6	7	8	9 ○	10	11	12 祝	13	14	15	16 ○	17	18	19	20	21	22	23 ○	24	25	26	27	28	29	30 ○	31		1月 4		
2月						1	2	3	4	5	6 ○	7	8	9	10	11 祝	12	13 ○	14	15	16	17	18	19	20 ○	21	22	23 祝	24	25	26	27 ○	28			2月 4		
3月						1	2	3	4	5	6 ○	7	8	9	10	11	12	13 ○	14	15	16	17	18	19	20 祝	21	22	23	24	25	26	27 ○	28	29	30	31	3月 3	

別紙(2) 令和7年度 日常清掃計画表

年間清掃日数

○
192

○が清掃実施日
原則、月・火・木・金に実施する。

市川公共職業安定所

月	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	月別									
4月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30										4月						
		○		○	○			○	○			○	○		○	○		○	○				○	○		○	○		○	祝								16									
5月				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31										5月			
				○	○	祝	祝	祝	祝																												16										
6月							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30										6月	
							○	○	○																													17									
7月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31										7月					
		○		○	○			○	○															祝														17									
8月					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31										8月		
					○			○	○							祝																						16									
9月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30										9月							
	○	○		○	○			○	○															祝														16									
10月			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31										10月				
				○	○			○	○							祝																						17									
11月						1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30										11月		
							祝																					祝	祝								14										
12月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31										12月						
	○	○		○	○			○	○																													16									
1月				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31										1月			
				祝				○	○							祝																						15									
2月							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28										2月			
							○	○									祝												祝									15									
3月							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31										3月
							○	○																			祝											17									

別紙(2) 令和7年度 日常清掃計画表

年間清掃日数

○
142

○が清掃実施日
原則、月・水・金に実施する。

館山公共職業安定所

月	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	月別
4月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30					4月		
			○		○			○		○		○			○		○		○			○		○		○			○	祝	○						13	
5月				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		5月		
					○	祝	祝	祝	祝	○		○			○		○		○			○		○		○			○		○		○			12		
6月							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	6月	
							○	○		○		○			○		○		○			○		○		○			○		○		○		○		13	
7月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31				7月		
			○		○			○		○		○			○		○		○			○		○		○			○		○		○			12		
8月					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		8月	
					○			○		○		○			○		○		○			○		○		○			○		○		○			12		
9月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30						9月		
	○		○		○			○		○		○			○		○		○			○		○		○			○		○		○			12		
10月			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31			10月		
			○		○			○		○		○			○		○		○			○		○		○			○		○		○			13		
11月						1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		11月	
							○	祝		○		○			○		○		○			○		○		○			○		○		○			10		
12月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31					12月		
	○		○		○			○		○		○			○		○		○			○		○		○			○		○		○			12		
1月				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		1月		
				○				○		○		○			○		○		○			○		○		○			○		○		○			11		
2月							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28		2月		
							○	○		○		○			○		○		○			○		○		○			○		○		○			10		
3月							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	3月
							○	○		○		○			○		○		○			○		○		○			○		○		○			12		

別紙(2) 令和7年度 日常清掃計画表

年間清掃日数

○
142

○が清掃実施日
原則、月・水・金に実施する。

木更津公共職業安定所

月	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	月別
4月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30					4月		
			○		○			○		○		○			○		○		○			○		○		○			○	祝	○					13		
5月				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		5月		
					○	祝	祝	祝	祝	○		○			○		○		○			○		○		○			○		○		○			12		
6月						1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	6月		
						○		○		○		○			○		○		○			○		○		○			○		○		○		○	13		
7月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31				7月		
			○		○			○		○		○			○		○		○			○		○		○			○		○		○			12		
8月				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		8月		
				○			○	○		○		○			○		○		○			○		○		○			○		○		○			12		
9月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30						9月		
	○		○		○			○		○		○			○		○		○			○	祝	○		○			○		○		○			12		
10月			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31			10月		
			○		○			○		○		○			○		○		○			○		○		○			○		○		○			13		
11月					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		11月		
						○	祝	○		○		○			○		○		○			○		○		○	祝	祝	○		○		○			10		
12月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31					12月		
	○		○		○			○		○		○			○		○		○			○		○		○			○		○		○			12		
1月				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		1月		
				○	祝			○		○		○			○		○		○			○		○		○			○		○		○			11		
2月						1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28			2月		
						○		○		○		○			○		○		○			○		○		○			○		○		○			10		
3月						1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	3月	
						○		○		○		○			○		○		○			○		○		○	祝		○		○		○			12		

別紙(2) 令和7年度 日常清掃計画表

年間清掃日数

○
99

○が清掃実施日
原則、火・金に実施する。

佐原公共職業安定所

月	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	月別
4月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30					4月		
		○			○				○			○				○			○				○			○				○			○			8		
5月				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		5月		
					○	祝	祝	祝	祝			○				○			○				○			○				○			○			8		
6月						1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	6月		
							○				○			○				○			○				○			○				○				8		
7月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31				7月		
		○			○				○			○				○			○				○			○				○			○			9		
8月					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	8月		
					○				○			○				○			○				○			○				○			○			9		
9月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30						9月		
		○			○				○			○				○			○				○			○				○			○			8		
10月			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31			10月		
					○				○			○				○			○				○			○				○			○			9		
11月						1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	11月		
							○	祝				○				○			○				○			○				○			○			8		
12月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31					12月		
		○			○				○			○				○			○				○			○				○			○			8		
1月				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		1月		
				祝					○			○				○			○				○			○				○			○			8		
2月						1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28			2月		
							○				○			○			祝		○				○			○				○			○			8		
3月						1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	3月	
							○				○			○					○				○			○				○			○			8		

別紙(2) 令和7年度 日常清掃計画表

年間清掃日数

93

○が清掃実施日
原則、月・木に実施する。

茂原公共職業安定所 いすみ出張所

月	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	月別
4月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30					4月		
				○				○							○			○				○			○				○	祝							8	
5月				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		5月		
				○		祝	祝	祝	祝						○			○				○			○				○			○					8	
6月							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		6月
							○	○							○			○				○			○				○			○					9	
7月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31				7月		
				○				○							○			○				○			○				○			○					8	
8月					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		8月	
							○	○							○			○				○			○				○			○					7	
9月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30						9月		
	○			○				○							○			○				○	祝		○				○			○					8	
10月			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31			10月		
				○				○							○			○				○			○				○			○					8	
11月						1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		11月	
							○	祝							○			○				○			○				○			○					6	
12月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31					12月		
	○			○				○							○			○				○			○				○			○					8	
1月				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		1月		
				祝				○							○			○				○			○				○			○					7	
2月							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28		2月		
							○	○							○			○				○			○				○			○					7	
3月							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	3月
							○	○							○			○				○			○	祝			○			○					9	

別紙(2) 令和7年度 日常清掃計画表

年間清掃日数

○
192

○が清掃実施日
原則、月・火・水・木に実施する。

松戸公共職業安定所
日常清掃1

月	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	月別					
4月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30					4月							
		○	○	○				○	○	○	○				○	○	○	○				○	○	○	○				○	祝	○												17
5月				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31			5月						
			○			祝	祝	祝	祝	○	○				○	○	○	○				○	○	○	○				○	○	○	○				15							
6月						1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	6月							
						○	○	○	○	○	○				○	○	○	○				○	○	○	○				○	○	○	○			○	17							
7月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31				7月							
		○	○	○				○	○	○	○				○	○	○	○				○	○	○	○				○	○	○	○				18							
8月					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		8月						
					○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○				○	○	○	○				○	○	○	○				15							
9月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30					9月								
	○	○	○	○				○	○	○	○				○	○	○	○				○	祝	○	○				○	○						16							
10月			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31			10月							
			○	○				○	○	○	○				○	○	○	○				○	○	○	○				○	○	○	○				17							
11月						1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		11月						
						○	○	祝	○	○	○				○	○	○	○				○	○	○	○				○	○	○	○				14							
12月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31					12月							
	○	○	○	○				○	○	○	○				○	○	○	○				○	○	○	○				○	○	○	○				16							
1月				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31			1月						
				○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○				○	○	○	○				○	○	○	○				15							
2月						1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28			2月							
						○	○	○	○	○	○				○	○	祝	○				○	○	○	○				○	○	○	○				14							
3月						1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	3月						
						○	○	○	○	○	○				○	○	○	○				○	○	○	○	祝	○	○	○	○	○	○	○			○	18						

別紙(2) 令和7年度 日常清掃計画表

年間清掃日数

○
50

○が清掃実施日
原則、土に実施する。

松戸公共職業安定所
日常清掃2

月	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	月別							
4月		1	2	3	4	5	6		8	9	10	11	12	13		15	16	17	18	19	20		22	23	24	25	26	27		29	30								4月						
						○							○							○							○			祝									4						
5月				1	2	3	4		6	7	8	9	10	11		13	14	15	16	17	18		20	21	22	23	24	25		27	28	29	30	31									5月		
						祝	祝		祝	祝			○							○							○							○									4		
6月							1		3	4	5	6	7	8		10	11	12	13	14	15		17	18	19	20	21	22		24	25	26	27	28	29	30								6月	
							○						○							○							○							○									4		
7月		1	2	3	4	5	6		8	9	10	11	12	13		15	16	17	18	19	20		22	23	24	25	26	27		29	30	31											7月		
						○							○							○			祝				○																4		
8月					1	2	3		5	6	7	8	9	10		12	13	14	15	16	17		19	20	21	22	23	24		26	27	28	29	30	31									8月	
						○							○							○							○							○									5		
9月	1	2	3	4	5	6	7		9	10	11	12	13	14		16	17	18	19	20	21		23	24	25	26	27	28		30													9月		
						○							○							○			祝				○																4		
10月			1	2	3	4	5		7	8	9	10	11	12		14	15	16	17	18	19		21	22	23	24	25	26		28	29	30	31										10月		
						○							○							○							○																4		
11月						1	2		4	5	6	7	8	9		11	12	13	14	15	16		18	19	20	21	22	23		25	26	27	28	29	30									11月	
						○				祝			○							○							○	祝	祝				○									5			
12月	1	2	3	4	5	6	7		9	10	11	12	13	14		16	17	18	19	20	21		23	24	25	26	27	28		30	31												12月		
						○							○							○							○																4		
1月				1	2	3	4		6	7	8	9	10	11		13	14	15	16	17	18		20	21	22	23	24	25		27	28	29	30	31									1月		
				祝									○							○							○							○									4		
2月							1		3	4	5	6	7	8		10	11	12	13	14	15		17	18	19	20	21	22		24	25	26	27	28									2月		
							○						○				祝			○							○			祝				○									4		
3月							1		3	4	5	6	7	8		10	11	12	13	14	15		17	18	19	20	21	22		24	25	26	27	28	29	30	31								3月
							○						○							○						祝	○							○									4		

別紙(2) 令和7年度 日常清掃計画表

年間清掃日数

○
100

○が清掃実施日
原則、火・木に実施する。

松戸公共職業安定所 野田出張所

月	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	月別
4月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30					4月		
		○		○					○		○					○		○					○		○					○		○					○	8
5月				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		5月		
				○		祝	祝	祝	祝							○		○					○		○					○		○					○	8
6月							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	6月	
								○		○						○		○					○		○					○		○					○	8
7月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31				7月		
		○		○					○		○					○		○					○		○					○		○					○	10
8月					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		8月	
								○		○						○		○					○		○					○		○					○	8
9月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30						9月		
		○		○					○		○					○		○					○		○					○		○					○	8
10月			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31			10月		
				○					○		○					○		○					○		○					○		○					○	9
11月						1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		11月	
								祝		○						○		○					○		○					○		○					○	8
12月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31					12月		
		○		○					○		○					○		○					○		○					○		○					○	8
1月				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31			1月	
				祝					○		○					○		○					○		○					○		○					○	8
2月						1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28			2月		
									○		○					○		○					○		○					○		○					○	8
3月						1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	3月	
									○		○					○		○					○		○					○		○					○	9

別紙(2) 令和7年度 日常清掃計画表

年間清掃日数

○
192

○が清掃実施日
原則、月・火・木・金に実施する。

船橋公共職業安定所

月	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	月別
4月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30					4月		
		○		○	○			○	○			○	○		○	○		○	○				○	○		○	○			○	祝				16			
5月				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		5月		
				○	○	祝	祝	祝	祝						○	○		○	○				○	○		○	○			○	○		○	○	16			
6月							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	6月		
							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	17			
7月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31				7月		
		○		○	○			○	○			○	○		○	○		○	○				○	○		○	○			○	○		○	○	17			
8月					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	8月		
					○			○	○		○	○			○	○		○	○				○	○		○	○			○	○		○	○	16			
9月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30						9月		
	○	○		○	○			○	○		○	○			○	○		○	○				○	○		○	○			○	○		○	○	16			
10月			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31			10月		
				○	○			○	○		○	○			○	○		○	○				○	○		○	○			○	○		○	○	17			
11月						1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	11月		
							○	○	○		○	○			○	○		○	○				○	○		○	○			○	○		○	○	14			
12月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31					12月		
	○	○		○	○			○	○		○	○			○	○		○	○				○	○		○	○			○	○		○	○	16			
1月				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		1月		
				○	○			○	○		○	○			○	○		○	○				○	○		○	○			○	○		○	○	15			
2月							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28		2月		
							○	○	○		○	○			○	○	○	○					○	○		○	○			○	○		○	○	15			
3月							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	3月		
							○	○	○		○	○			○	○		○	○				○	○		○	○			○	○		○	○	17			

別紙(2) 令和7年度 日常清掃計画表

年間清掃日数

○
142

○が清掃実施日
原則、月・水・金に実施する。

成田公共職業安定所 からべ庁舎

月	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	月別
4月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30					4月		
			○		○			○		○		○			○		○		○			○		○		○			○	祝	○					13		
5月				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		5月		
					○	祝	祝	祝	祝	○		○			○		○		○			○		○		○			○		○		○			12		
6月							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	6月	
							○	○		○		○			○		○		○			○		○		○			○		○		○		○	13		
7月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31				7月		
			○		○			○		○		○			○		○		○			○		○		○			○		○		○			12		
8月					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		8月	
					○			○		○		○			○		○		○			○		○		○			○		○		○			12		
9月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30						9月		
	○		○		○			○		○		○			○		○		○			○	祝	○		○			○		○		○			12		
10月			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31			10月		
			○		○			○		○		○			○		○		○			○		○		○			○		○		○			13		
11月						1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		11月	
							○	祝		○		○			○		○		○			○		○		○			○		○		○			10		
12月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31					12月		
	○		○		○			○		○		○			○		○		○			○		○		○			○		○		○			12		
1月				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		1月		
				○				○		○		○			○		○		○			○		○		○			○		○		○			11		
2月							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28		2月		
							○	○		○		○			○		○		○			○		○		○			○		○		○			10		
3月							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	3月
							○	○		○		○			○		○		○			○		○		○			○		○		○		○	12		

別紙(2) 令和7年度 日常清掃計画表

年間清掃日数

○
100

○が清掃実施日
原則、火・木に実施する。

成田公共職業安定所 駅前庁舎

月	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	月別					
4月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30					4月							
		○		○					○		○					○		○					○		○					○							祝						8
5月				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		5月							
				○		祝	祝	祝	祝							○		○					○		○					○		○				8							
6月							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	6月						
								○		○						○		○					○		○					○		○				8							
7月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31				7月							
		○		○					○		○					○		○					○		○					○		○				10							
8月					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		8月						
									○		○					○		○					○		○					○		○				8							
9月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30						9月							
		○		○					○		○					○		○					○		○					○		○				8							
10月			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31			10月							
				○					○		○					○		○					○		○					○		○				9							
11月						1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		11月						
							祝		○		○					○		○					○		○					○		○				8							
12月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31					12月							
		○		○					○		○					○		○					○		○					○		○				8							
1月				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		1月							
				祝					○		○					○		○					○		○					○		○				8							
2月							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28		2月							
									○		○					○		○					○		○					○		○				8							
3月							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	3月					
									○		○					○		○					○		○					○		○				9							

別紙(2) 令和7年度 日常清掃計画表

年間清掃日数

○
192

○が清掃実施日
原則、月・火・木・金に実施する。

千葉県公共職業安定所

月	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	月別			
4月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30						4月				
		○		○	○			○	○			○	○		○	○		○	○			○	○		○	○			○	祝							16				
5月				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31			5月				
				○	○	祝	祝	祝	祝				○	○			○	○		○	○			○	○		○	○				○	○			16					
6月						1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30			6月			
						○	○		○	○			○	○			○	○		○	○			○	○		○	○				○	○					17			
7月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31				7月					
		○		○	○			○	○			○	○			○	○		○	○			○	○		○	○				○	○						17			
8月					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31			8月			
					○			○	○			○	○			○	○		○	○			○	○		○	○				○	○				○	○		16		
9月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30						9月					
	○	○		○	○			○	○			○	○			○	○		○	○			○	祝		○	○				○	○							16		
10月			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31				10月				
				○	○			○	○			○	○			○	○		○	○			○	○		○	○				○	○							17		
11月						1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30			11月			
							○	○		○	○			○	○			○	○		○	○			○	○		○	○				○	○						14	
12月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31						12月				
	○	○		○	○			○	○			○	○			○	○		○	○			○	○		○	○				○	○								16	
1月				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31				1月			
				○	祝			○	○			○	○			○	○		○	○			○	○		○	○				○	○							15		
2月						1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28				2月				
						○	○		○	○			○	○			○	○		○	○			○	○		○	○				○	○							15	
3月						1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31			3月		
						○	○		○	○			○	○			○	○		○	○			○	○		○	祝		○	○										17

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
千葉労働局総務部長 殿

所在地：
名 称：
代表者氏名：

再委託承認申請書

標記について、下記のとおり申請いたします。

記

件 名

- 1 再委託業者名称 :
- 2 再委託業者所在地 :
- 3 再委託の業務範囲 :
- 4 再委託金額 :
- 5 再委託を行う合理的理由 :
- 6 その他必要と認められる事項

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
千葉労働局総務部長 殿

所在地：
名 称：
代表者氏名：

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
2. 変更後の事業者の業務の範囲
3. 変更する理由
4. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

支出負担行為担当官
千葉労働局総務部長 殿

所在地：
名称：
代表者氏名：

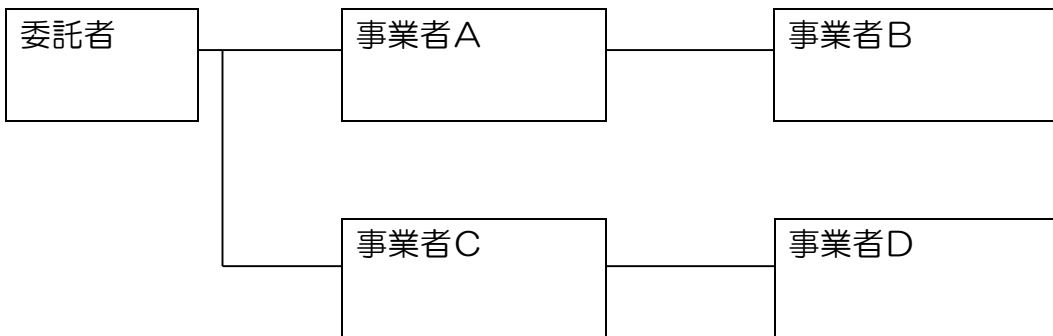
履行体制図

標記について、履行体制について下記のとおり提出いたします。

記

件名 _____

	事業者名称	所在地	契約金額	業務の範囲
A				
B				
C				
D				



令和 年 月 日

支出負担行為担当官
千葉労働局総務部長 殿

所在地：
名 称：
代表者氏名：

履行体制図変更届出書

標記について、履行体制の変更について下記のとおり届け出します。

記

1. 契約件名
2. 変更の内容
3. 変更後の体制図

